

令和元事業年度

J A 甘 楽 富 岡 の 経 営 概 況

発 行 令 和 2 年 6 月



甘 楽 富 岡 農 業 協 同 組 合

〒370-2396

群馬県富岡市富岡2638番地1

TEL 0274-62-0001

FAX 0274-60-1554

この「J A甘楽富岡の経営概況」は農業協同組合法第54条の3第1項（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

千円・万円・百万円未満の端数は、切り捨てて表示しています。このため、各欄の合計又は計は必ずしも一致しません。なお、千円・万円・百万円未満の科目については「0」で、期末に残高がない勘定科目は「－」で表示しています。

目 次

ごあいさつ	…	1
1. 経営理念	…	2
2. 経営方針	…	2
3. 経営管理体制	…	3
4. 事業の概況（令和元事業年度）	…	4
5. 農業振興活動	…	5
6. 地域貢献活動	…	5
7. リスク管理方針	…	6
8. コンプライアンス（法令遵守）の体制	…	11
9. ADR制度への対応		
① 苦情処理措置の概要（信用事業）	…	14
② 苦情処理措置の概要（共済事業）	…	18
10. 個人情報保護方針	…	21
11. 情報セキュリティ基本方針	…	22
12. 利益相反管理方針	…	23
13. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針	…	25
14. J Aバンク利用者保護等管理方針	…	26
15. 金融円滑化にかかる基本的方針	…	27
16. 内部統制システム基本方針	…	28
17. 自己資本の状況	…	30
18. 主な事業の内容	…	31

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	…	44
2. 損益計算書	…	46
3. 注記表	…	49
4. 剰余金処分計算書	…	67
5. 部門別損益計算書	…	68
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	…	69

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標	…	71
2. 利益総括表	…	71
3. 資金運用収支の内訳	…	72
4. 受取・支払利息の増減額	…	72

III 事業の概況

1. 信用事業		
(1) 貯金に関する指標		
① 科目別貯金平均残高	…	73
② 定期貯金残高	…	73
(2) 貸出金等に関する指標		
① 科目別貸出金平均残高	…	73
② 貸出金の金利条件別内訳残高	…	73
③ 貸出金の担保別内訳残高	…	74
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	…	74
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	…	74
⑥ 貸出金の業種別残高	…	75
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	…	75
⑧ リスク管理債権の状況	…	76
⑨ 金融再生法開示債権の保全状況	…	77
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	…	77
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	…	77
⑫ 貸出金償却の額	…	77

(3) 内国為替取扱実績	… 77
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	… 78
② 商品有価証券種類別平均残高	… 78
③ 有価証券残存期間別残高	… 78
(5) 有価証券の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	… 79
② 金銭の信託の時価情報等	… 79
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	… 79
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	… 80
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	… 80
(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高	… 80
(4) 年金共済の年金保有高	… 81
(5) 短期共済新契約高	… 81
3. その他事業の取扱実績等	
(1) 購買事業品目別取扱実績	… 82
(2) 販売事業品目別取扱実績	… 82
(3) 保管事業収支内訳	… 82
(4) 加工事業収支内訳	… 82
(5) 利用事業収支内訳	… 83
(6) 宅地等供給事業収支内訳	… 83
(7) 福祉事業収支内訳	… 83
(8) 介護事業収支内訳	… 84
(9) 指導事業収支内訳	… 84
IV 経営諸指標	
1. 利 益 率	… 85
2. 貯貸率・貯証率	… 85
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	… 86
2. 自己資本の充実度に関する事項	… 88
3. 信用リスクに関する事項	… 89
4. 信用リスク削減手法に関する事項	… 92
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	… 92
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	… 92
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	… 93
8. 金利リスクに関する事項	… 94
【JAの概要】	
1. 組織機構図	… 96
2. 役員一覧	… 97
3. 組合員数	… 98
4. 組合員組織	… 98
5. 特定信用事業代理業者の状況	… 99
6. 地区一覧	… 99
7. 店舗一覧	… 99
8. 沿革・歩み	… 100

ごあいさつ

組合員並びに地域の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より当ＪＡの事業運営に対しまして、特段なるご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年暮れより中国から始まった新型コロナウイルスの世界的な流行は、現在、東京オリンピックの延期など我が国の経済や食糧安全保障に至るまで大きな脅威をもたらし、感染防止に向けた様々な対策が行われる中、一日も早い終息が望まれております。

こうした中、地域農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化・担い手不足・人口の減少等、厳しさを増しており、ＪＡの組織基盤や経営基盤も好転が見込みにくくなっております。ＪＡグループはその打開策として、第４１回ＪＡ群馬県大会で「組合員と地域とともに、協同の力で農業と地域の未来を拓く」をスローガンに、持続可能な農業の実現、豊かで暮らしやすい地域社会の実現、協同組合としての役割の発揮を決議しました。

ＪＡ甘楽富岡は、この決議を踏まえ「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」へのさらなる挑戦を目指す「第９次中期３ヵ年経営計画（令和元年度～３年度）」を策定し、その着実な実践を通じて事業展開を行っています。令和元年度はマイナス金利の影響による厳しい経営環境の中、役職員一丸となって信用・共済・営農・経済の総合事業を推し進め、計画比は未達ながら、８千２百万円余の当期剰余金を計上し、自己資本比率１１．１３％で終了することができました。これもひとえに組合員をはじめ地域の皆様の当ＪＡに対するご理解ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

また、昨春、実施させていただいたＪＡの自己改革に関する「組合員アンケート」では、９割を超える方々から、ＪＡの必要性、総合事業の継続、準組合員の利用制限反対などに理解を示すご回答をいただき大変心強く感じております。今後もこの期待に応えるため、あらゆる努力を続けるとともに、農業者と総合ＪＡの未来に向け、西部地区５ＪＡの合併についても研究を進めてまいります。

ＪＡ甘楽富岡が今後とも、「食」「農」「協同組合」に関する積極的な事業活動を展開できますよう、改めてご支援ご協力をお願い申し上げます。

1. 経営理念

**JA甘楽富岡は、
農・人・自然が高度に調和した地域づくりのため、
組合員・利用者・地域住民から
第一に選ばれるJAを目指します。**

（解説）

生産者と消費者、供給者と需要者は、これまで互いに利害が対立するものと考えられてきました。それゆえ、生産者協同組合も消費者協同組合も、それぞれの立場から自己目的実現のための努力（自己最適化）を続けてきた歴史があります。しかし、自己最適化を追求した結果はどうなったでしょう。

人は自然との調和を失い、人は自然を破壊し、人は人と対立することになりました。他を省みない自己最適化はやがて行き詰まる。現在はこうした反省に立って立場の異なる者同士がより良い共存を目指そうとしています。

私たちはこうした考えをさらに発展させ、生産者も消費者も相互の立場・利害を超えて真に理解し貢献し合うこと、さらには農・人・自然が高度に調和することによって、これまで得られなかった農と食を基軸にした心のふれあいと地球環境を重視した事業展開や立場の異なるもの同士が対話によって相互理解を深め、住民参画型施策を積極的に展開し、組合員・利用者・地域住民から第一に選ばれるJAを目指します。

2. 経営方針

私どもJA甘楽富岡は、経営の基本に「一人は万人のために・万人は一人のために」（Each for All・All for Each）という相互扶助の協同組合精神を掲げております。「協同」とは心と力を合わせ、一つの目的に進んでいくことです。その目的とは、組合員の皆様はもとよりくすべての人々の平等と幸福の追求であります。また、私どもが立脚している農業は、人間の命をつなぐ作物や家畜を育てるとともに、大気や水や土などのかけがえのない資源をはぐくみ、国土を保全し、伝統や文化を継承して皆様のふるさとを提供するなど多面的な機能を併せ持っています。私どもは、この大切な農業を守り発展させていくために、営農指導・販売・購買・信用・共済・高齢者福祉など様々な活動を行っています。

当JAはこれまでJA自己改革の基本方針「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組んでまいりました。しかしながら農業環境の急速な変化、また人口減少・高齢化など社会的変化により一層厳しさを増すばかりです。

現在JA甘楽富岡においても准組合員が60%近くを占めております。しかしこのことを強みと捉え、多彩なサービスを提供することのできる総合事業のメリットを十分に発揮し、准組合員を強力な地域農業応援団として迎え、地域に根差して誰からも一番に選ばれるJAを目指します。

准組合員の活性化は、JA本来の活動の根源となる正組合員（農業者）の農業活動の活性化にも繋がっていきます。特に若手生産者をはじめ、新規就農者・定年回帰就農者を定着させ、長期に亘り次の世代、さらに次々世代につなげることのできる農業生産者を育成します。

そのために担い手確保と支援を営農の第一の取り組みとして生産トータルコスト低減支援、労働力確保のための労力軽減支援等を実施するとともに、多様なマーケットに対応すべく生産・販売組織再編を進め、地域農業の活性化と農業所得増大を図ります。

また、JAの一面だけしか利用していない世代に、まず足を運んでもらう取り組みを第一とします。そのために各部署単位での取り組みでなく、事業組織の横の繋がりを強化し、総合事業の強みを発揮できるオールJAとしての取り組みを強化します。

以上が私どもJA甘楽富岡の基本的な経営方針です。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会から理事の登用を行っています。また、参与制度を設置し運営の活性化を図っています。

さらに、信用事業(共済事業を含む)・経済事業についてはそれぞれ専任担当の常務理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、組織の強化を図っています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（令和元事業年度）

貯	金	計画	90,900,000	千円	実績	90,634,634	千円	達成率	99.7	%
---	---	----	------------	----	----	------------	----	-----	------	---

内訳	要求払貯金	計画	37,676,664	千円	実績	37,413,127	千円	達成率	99.3	%
	定期貯金	計画	49,897,272	千円	実績	50,033,042	千円	達成率	100.3	%
	定期積金	計画	3,326,064	千円	実績	3,188,464	千円	達成率	95.9	%

貸	出	金	計画	11,858,000	千円	実績	11,531,324	千円	達成率	97.2	%
---	---	---	----	------------	----	----	------------	----	-----	------	---

内訳	証書貸付金	計画	11,153,000	千円	実績	10,840,608	千円	達成率	97.2	%
	当座貸越	計画	170,000	千円	実績	155,716	千円	達成率	91.6	%
	金融機関貸付	計画	535,000	千円	実績	535,000	千円	達成率	100.0	%

長期共済（保有高）	計画	270,000,000	千円	実績	280,411,310	千円	達成率	103.9	%
-----------	----	-------------	----	----	-------------	----	-----	-------	---

内訳	終身共済	計画	113,000,000	千円	実績	109,326,438	千円	達成率	96.7	%
	定期生命共済	計画	1,000,000	千円	実績	1,452,500	千円	達成率	145.3	%
	養老生命共済	計画	27,600,000	千円	実績	27,287,496	千円	達成率	98.9	%
	こども共済	計画	6,400,000	千円	実績	5,907,069	千円	達成率	92.3	%
	医療共済	計画	1,500,000	千円	実績	1,635,900	千円	達成率	109.1	%
	がん共済	計画	300,000	千円	実績	302,000	千円	達成率	100.7	%
	定期医療共済	計画	200,000	千円	実績	176,500	千円	達成率	88.3	%
	介護共済	計画	2,700,000	千円	実績	2,836,823	千円	達成率	105.1	%
	生活障害共済 ＜定期年金型＞	計画	-	千円	実績	115,400	千円	達成率	-	%
	年金共済＜定期特約＞	計画	-	千円	実績	185,000	千円	達成率	-	%
	年金共済＜年金保有高＞	計画	2,500,000	千円	実績	3,687,000	千円	達成率	147.5	%
	建物更生共済	計画	114,800,000	千円	実績	127,499,182	千円	達成率	111.1	%

（注） 令和元年度末実績について、計画対実績の達成率を表示するため、年金共済＜年金保有高＞（3,687,000千円）、生活障害共済＜定期年金型＞（115,400千円）を含みます。そのため、P80の実績と差異が生じています。

購	買	計画	4,207,650	千円	実績	3,960,517	千円	達成率	94.1	%
---	---	----	-----------	----	----	-----------	----	-----	------	---

内訳	営農購買	計画	2,220,000	千円	実績	2,203,093	千円	達成率	99.2	%
	生活典礼購買	計画	807,650	千円	実績	668,959	千円	達成率	82.8	%
	車輛施設購買	計画	1,180,000	千円	実績	1,088,464	千円	達成率	92.2	%

販	売	計画	7,433,020	千円	実績	6,766,114	千円	達成率	91.0	%
---	---	----	-----------	----	----	-----------	----	-----	------	---

内訳	農産	計画	4,713,600	千円	実績	4,253,966	千円	達成率	90.2	%
	畜産	計画	1,316,420	千円	実績	1,212,060	千円	達成率	92.1	%
	直販	計画	1,403,000	千円	実績	1,300,086	千円	達成率	92.7	%

介護・福祉	計画	117,000	千円	実績	120,878	千円	達成率	103.3	%
-------	----	---------	----	----	---------	----	-----	-------	---

開	発	計画	240,000	千円	実績	132,086	千円	達成率	55.0	%
---	---	----	---------	----	----	---------	----	-----	------	---

5. 農業振興活動 — JA協同活動による農業生産の維持拡大と農業所得増大 —

(1) 担い手の確保と支援

- 新規就農者等確保による多様な担い手の拡大
- 担い手経営体への総合事業提案
- 生産トータルコストの低減
- 労働力確保支援及びパッケージセンター機能強化による労力軽減支援
- 協同利用施設の再編整備

(2) 農業生産物の安全・安心の確保

- 栽培履歴の徹底とGAP普及推進
- 農産物安全生産基金の継続

(3) 販売形態の変化に対応した「新たな販売」への挑戦

- 直販体制の再検討
- 多様な販売形態に対応した販売組織の再構築
- 直接販売と市場販売の連携

6. 地域貢献活動

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 「地産地消」運動の取り組み
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- こども食堂への地元食材の提供
- 地域行事への参加
- 管内小学校新1年生への「ランドセルカバー」の配付による交通安全の啓発
- JA共済地域貢献活動 少年野球教室
- 管内小中学校等との連携による農業体験学習会の開催
- 各種農業関連イベントや地域活動への協賛・後援
- リレー・フォー・クリーンTOMIOKA・SEISHI（世界遺産 富岡製糸場清掃活動）への参加
- 高齢者介護福祉活動への取り組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 社会保険労務士による年金相談会の実施
- 弁護士による法律相談会の実施
- 税理士による税務相談会の実施
- 絵や作文のコンクールの開催
- 農業用廃ポリ・廃ビニール及び農薬空き容器等の回収
- 富岡市地区赤十字有功会への加入と献血運動への協力
- JAグループによる災害支援（募金活動）

(2) 地域密着型金融への取り組み

- 農業者等の経営支援に関する態勢整備
- 地域活性化のための融資を始めとする支援
- ライフサイクルに応じた担い手支援
- 担い手に適した資金供給手法の取り組み

(3) 事業継続計画（BCP）の整備

(4) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会（親睦旅行とグラウンド・ゴルフ大会の開催）
- ゴルフ定積友の会（ゴルフ大会の開催）
- JA高齢者生活支援事業（ホームヘルプ・介護サービスの実施）

(5) 情報提供活動

- 組合員広報誌「みどりの風」の発行
- JA甘楽富岡ホームページによる情報の発信
（<http://www.jakantomi.or.jp/>）

7. リスク管理方針

(1) 趣 旨

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものです。当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行います。

(2) 基本的な考え方

① リスクの定義

当組合におけるリスクとは、『経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度』をいいます。当組合は、組合員の皆様への貢献を目的に、安定的な収益を確保するため不確実性を内包した信用・共済・経済事業など、様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務であります。

② リスク特性等

当組合は、信用、共済、経済事業を一体で担う総合事業を営む金融機関としての性格を有しており、金融機関としてのリスクのほか、経済事業に伴う投資・在庫リスク等を抱えています。

なお、経済事業等の事業リスク等については、リスク量の計測手法等が確立されておらず、その妥当性の検証が困難であることから、事業リスクについてはリスク量の計測手法とはせず、事業計画の進捗管理を通じたPDCAサイクルの実践の中でリスク管理を行うこととします。

③ リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命・役割を果たすことが困難な状態となります。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、『経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと』であります。

④ 管理対象リスク

当組合において管理するリスクとその定義は次のとおりとします。

ア 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

イ 市場リスク

市場リスクとは、金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク）、ならびに有価証券等の価格および為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスク（価格変動リスク）をいい

ます。

ウ 流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

エ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、役職員が関係法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク（事務リスク）をいいます。

オ 事業リスク

事業リスクとは、当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいいます。

（３）リスク量計測手法

ア 信用リスク量

信用リスク量は、標準的手法によって算出された信用リスクアセットの額の合計額に 8% を乗じて算出される額とします。

イ 金利リスク量

金利リスク量は、標準的金利ショック（上下 200bp の平行移動）によって算出される経済価値の低下額とします。

ウ 価格変動リスク量

価格変動リスク量は、大蔵省告示に定める標準的手法（マチュリティ法）に基づいて算出される額または B P V の額とします。

エ オペレーショナル・リスク量

オペレーショナル・リスク量は、基礎的手法（１年間の粗利益に 0.15 を乗じて得た額の直近 3 年間の平均値）によって算出される額とします。

（４）リスク管理の方法

当組合のリスク管理は、（２）④に掲げたリスクについて行い、（３）に掲げたリスクの量的管理については定期的にリスク量を計測する方法で管理を行います。

ア 信用リスク

リスク管理室において、個別貸出先の信用リスクのみならず、業種集中・大口集中・金利条件の偏在等全体としてのリスク構造をふまえたリスク管理を行います。

また、「資産査定要領」に基づく正確な査定と「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づく正確な償却・引当を行うこととし、不良債権については処

理方針を理事会で決定し円滑な処理を行います。

イ 金利リスク

金融共済部において、貯金や貸出金、有価証券、預金を含めたA L M管理のなかで行います。

ウ 流動性リスク

金融共済部において、貯金・貸出金などの資金動向、当座預金・通知預金などの決済性資金の管理や定期預金の期日管理などにより、安定的に手元流動性を確保します。

エ オペレーショナル・リスク

業務プロセスにかかる事務リスクは「自主検査要領」に基づく自主点検結果をふまえた臨店指導や事務マニュアルの整備、事務研修会の実施等により管理します。

人的要因にかかるリスクは、「連続職場離脱実施要領」に基づく連続職場離脱の実績、教育研修計画の進捗状況の確認により管理します。

また、不祥事案、苦情等の案件については総務企画部において管理し、「不祥事対応要領」、「苦情等対応要領」により調査・報告を行います。

なお、不祥事案等に該当しない事務ミス等については総務企画部で管理し、「事務リスク管理要領」により報告・対応を行います。

オ 事業リスク

総務企画部において作成する実績検討書に基づく予算統制により管理します。

(5) リスク管理体制

① 理事会

理事会は、この方針に基づき管理対象リスクが適切に管理されているかの検証を定期的に行うとともに、リスク管理委員会からのリスク情報に基づき、各種リスクを適時適切に把握し、それをふまえたリスク管理方針を審議・決定します。

② リスク管理委員会（常勤役員会）

J A経営に内包するすべてのリスクを総合的に管理し、対応策を検討するため、リスク管理委員会を設置します。この委員会は、常勤役員会（委員長は組合長とし、必要に応じて関係部門長を招集することができる。）で構成し、リスク管理の方針の変更を行う場合、組合のリスク管理において急を要する事象が発生した場合に開催します。

③ A L M委員会

理事会等のもとに、金利リスク、流動性リスク、その他のリスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するA L M委員会を設置します。A L M委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める設置要領によります。

④ コンプライアンス委員会

理事会等のもとに、オペレーショナル・リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案するコンプライアンス委員会を設置します。コンプライアンス委員会の構成、協議事項、運営手続等は、別に定める運営要領によります。

⑤ 貸出金審査委員会・債権流動化委員会

理事会等のもとに、信用リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する貸出金審査委員会・債権流動化委員会を設置します。貸出金審査委員会および債権流動化委員会の構成、協議事項、運営手続き等は別に定める設置要領によります。

⑥ 経営会議

理事会等のもとに、事業リスクを管理・評価し理事会等へ報告・提案する経営会議を設置します。

⑦ リスク統括部署

管理対象リスクごとに以下のとおりリスク統括部署を設け、事務局として前述の委員会を開催し、各種リスクの実態と当該リスクの評価・分析と対応先の協議を行います。

管理対象リスク	統括部署	協議検討機関
信用リスク	リスク管理室	貸出金審査委員会・債権流動化委員会
金利リスク	金融共済部	A L M委員会
流動性リスク	金融共済部	A L M委員会
オペレーショナル・リスク	総務企画部	コンプライアンス委員会
事業リスク	総務企画部	経営会議

⑧ 監事会

監事会は、経営に内在するリスクを把握するとともに、リスク管理態勢の整備状況および的確なリスク管理に基づく業務運営の実施状況等について監査します。

○ 令和元年度監事監査実施状況 （被監査部署 全部署：実施延べ人員 171名）

⑨ 内部監査部署

当組合全体のリスク管理の運営状況を把握し、リスク管理の実施状況と妥当性を検証するとともに改善等の勧告を行う部門として監査室を位置づけます。

○ 令和元年度内部監査実施状況 （被監査部署 全部署：実施延べ人員 288名）

（6）報告体制

リスク情報の報告体制、手順は以下のとおりとします。

ア 本所各部署は、所管する事業に内在する全てのリスク情報を定期的にリスク管理統括部署に報告することとします。ただし、経営に重大な影響を与えると認められるリスクが顕在化または顕在化しそうな場合は、直ちにリスク管理統括部署へ報告します。

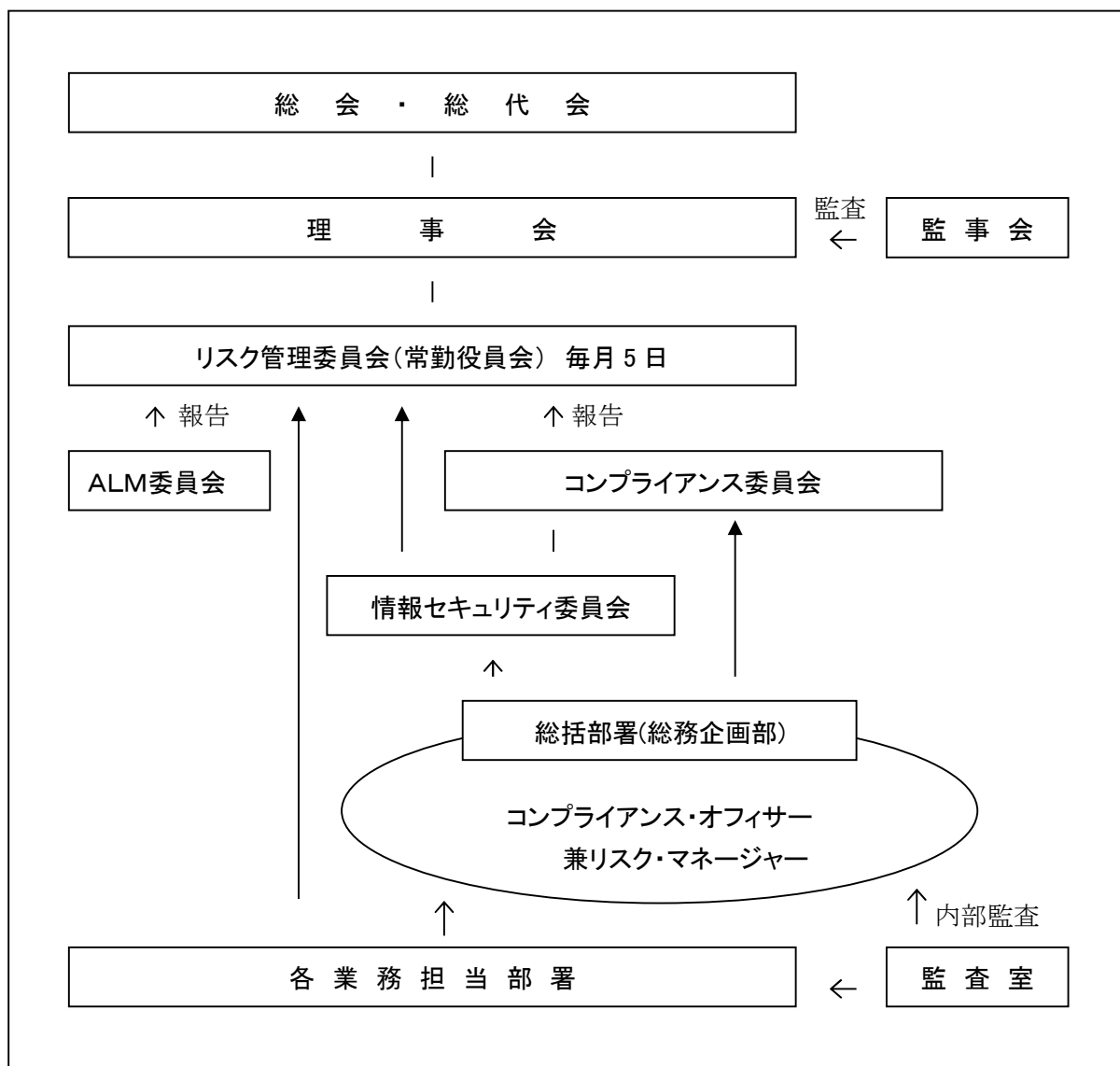
イ リスク管理統括部署は評価・分析を行い、定期的に協議検討機関へ報告します。

ウ 協議検討機関は、協議結果を含めて必要に応じ、理事会および監事会へ報告します。

(7) 環境変化への対応

- ① 経営をとりまく経済情勢や金融環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行います。
- ② リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行います。

リスク管理体制イメージ図



8. コンプライアンス（法令遵守）の体制

（１） コンプライアンス基本方針

J A甘楽富岡は、相互扶助の理念に基づき、農畜産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J A甘楽富岡が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

コンプライアンス基本方針

1. 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人ひとりが、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行します。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持します。

(2) 役職員の行動規範

J Aは、特に安全・安心な農畜産物の安定的な供給源としての役割や金融機関としての役割など、公共性の高い事業を行っており、ひとたびJ Aの使命・責任を忘れた業務運営がもたらす法令等の違反や不祥事が生じれば、地元の「信頼」のみならず、J Aグループ全体の「信頼」を損なうことにつながります。

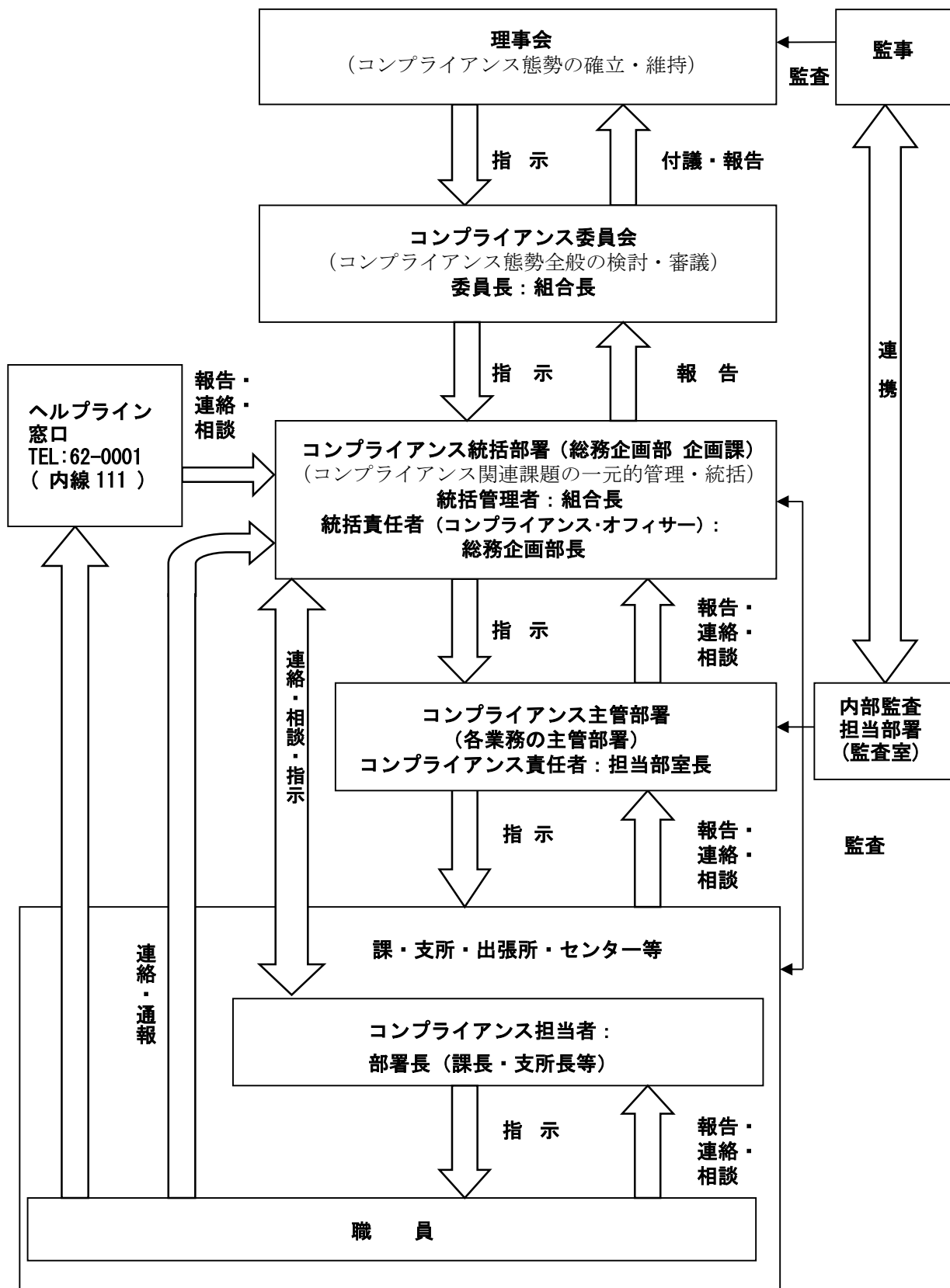
J Aの「信頼」を守っていくため、役職員一人ひとりが、J Aの使命・責任を果たす一翼を担っていることを深く認識し、責任と誇りを持って業務を遂行していくため、以下の役職員行動規範を定めます。

役職員行動規範

1. J Aは、組合員・地域農業・地域社会の発展のために尽くすという基本的使命と社会的責任を有しており、私たちは、それを果たすために必要な事業・活動を担う1人の役職員である自覚と責任を持ち、日常の職務を全うしなければならない。
2. 私たちは、組合員・地域社会からの「信頼」を得るため、組合員・利用者の声を受け止める努力を通じ、J A経営の健全性やサービスの質的向上に向けた創意工夫と努力を、常に怠ってはならない。
3. 私たちは、J Aの事業・活動を担う職業人であることを常に自覚し、自らの役割をしっかりと理解したうえで、それぞれの職務に専念しなければならない。
4. 私たちは、組合員・地域からの「信頼」を得るため、正確かつ迅速な業務処理と積極的な業務遂行を行うよう、心がけなければならない。
5. 私たちは、職務上知り得た組合員・取引先の秘密やJ Aの経営上の秘密を、在職中は言うに及ばず、退職後においても厳に保持しなければならない。
6. 私たちは、法令・定款・内部規定等を十分に理解し、コンプライアンスの実現に向け、適正な業務処理に努めなければならない。
7. 私たちは、職業人として公私の区別をはっきりとさせ、個人の感情で差別することのないよう、公正に処理しなければならない。
8. 私たちは、勤務中はもとより、勤務外の私生活においても、組合の名誉や信用を損なうような行為や、J Aの利益に反するような行為を慎まなければならない。
9. 安全で衛生的な職場環境の維持に努めるとともに、偏見や差別のない明るく活気に溢れた職場環境となるよう心がけ、相談・報告がしやすく働きやすい職場づくりに努めなければならない。
10. 私たちは、消費者に安全・安心で信頼される農畜産物・商品の供給に努めなければならない。

(3) コンプライアンス推進体制

【体制図】



9. ADR制度への対応

① 苦情処理措置の概要（信用事業）

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

甘楽富岡農業協同組合

苦情処理措置の概要

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

本所金融課	0274-64-1560	富岡中央支所	0274-64-2021
富岡西支所	0274-64-2031	かぶら支所	0274-67-2008
富岡南支所	0274-64-2011	妙義支所	0274-73-2314
下仁田支所	0274-82-4531	西牧出張所	0274-84-2321
なんもく支所	0274-87-2217	甘楽支所	0274-74-3326

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- 4 JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所

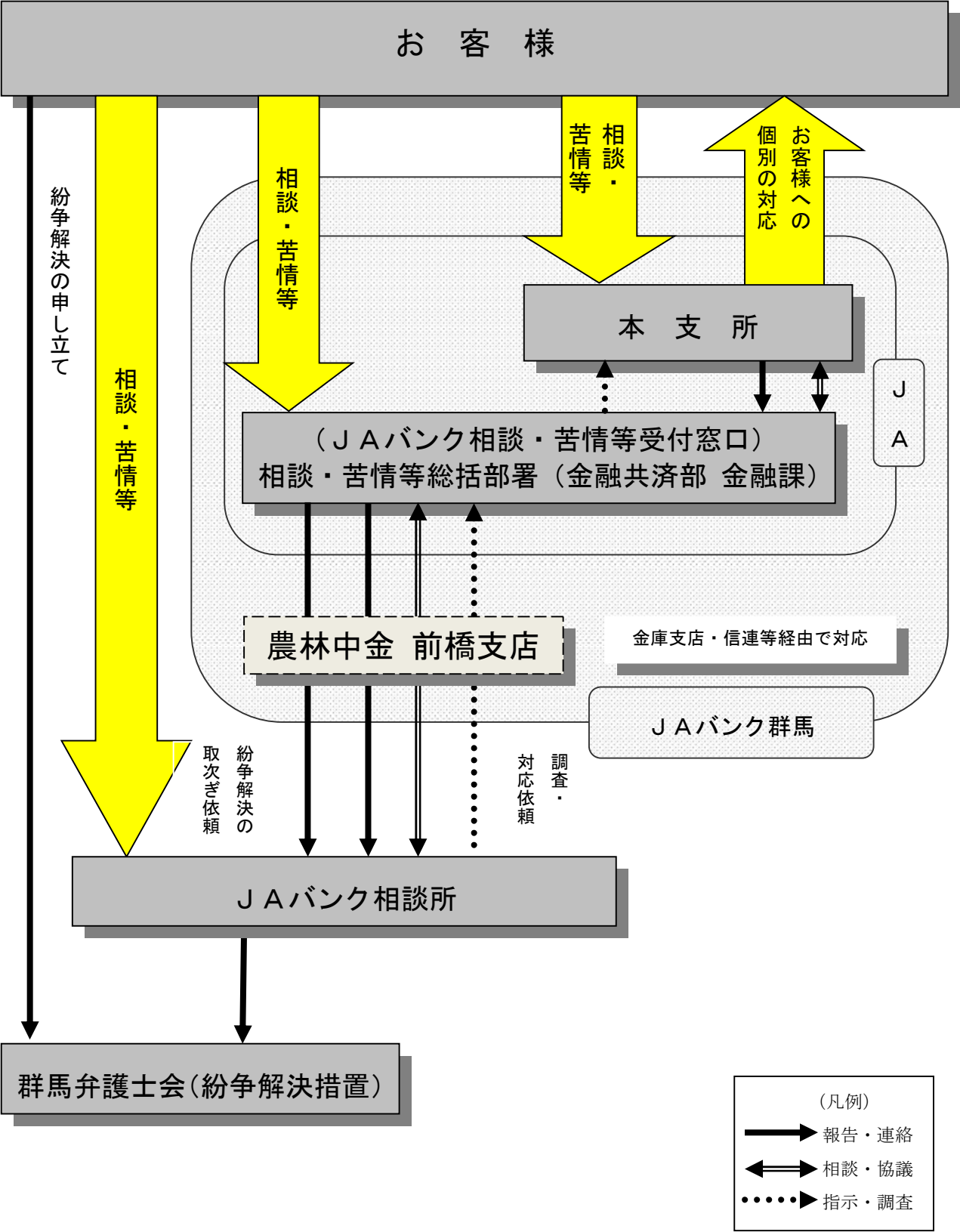
電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

苦情等受付・対応態勢

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



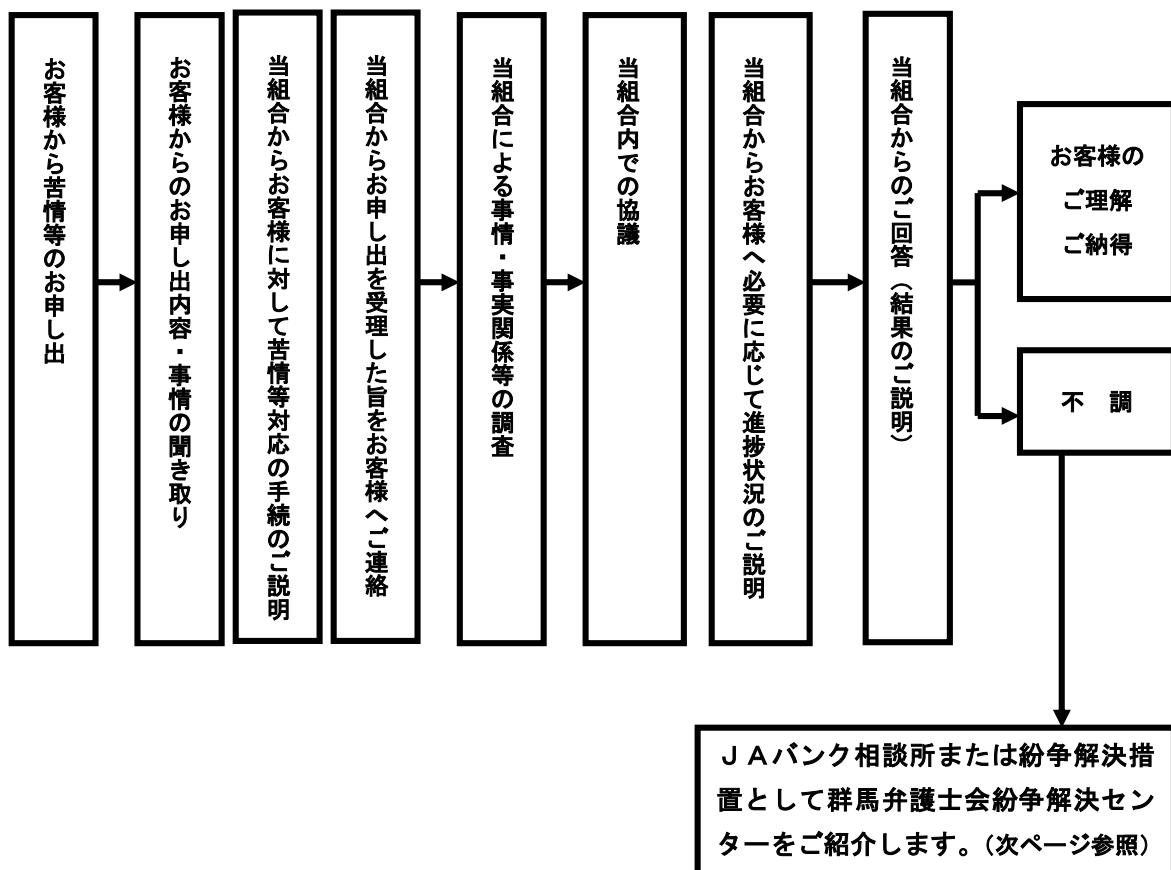
お客様からの信用事業にかかるお申し出に対する対応について

[当組合の内部規則（苦情等対応要領）の概要]

甘楽富岡農業協同組合

- 1 お客様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手続の流れ]



紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会をご利用できます。

群馬弁護士会紛争解決センター
電話番号：０２７-２３４-９３２１
受付時間：午前１０時～午後５時
（土日祝祭日を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のＪＡバンク相談・苦情等受付窓口またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

ＪＡバンク相談・苦情等受付窓口
金融共済部 金融課
電話番号：０２７４-６４-１５６０
受付時間：午前９時～午後５時
（金融機関の休業日を除く）

ＪＡバンク相談所
電話番号：０３-６８３７-１３５９
受付時間：午前９時～午後５時
（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のＪＡバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

② 苦情処理措置の概要（共済事業）

皆さまの声を、私たちにお届けください

苦情処理措置

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 当組合は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、当組合のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

共 済 課	0274-64-4566	富岡中央支所	0274-64-2021
富岡西支所	0274-64-2031	かぶら支所	0274-67-2008
富岡南支所	0274-64-2011	妙義支所	0274-73-2314
下仁田支所	0274-82-4531	西牧出張所	0274-84-2321
なんもく支所	0274-87-2217	甘楽支所	0274-74-3326

受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝祭日及び12月30日～1月4日を除く）

- ご利用者の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：☎ 0120-536-093

受付時間：9：00～18：00（月～金曜日）、9：00～17：00（土曜日）

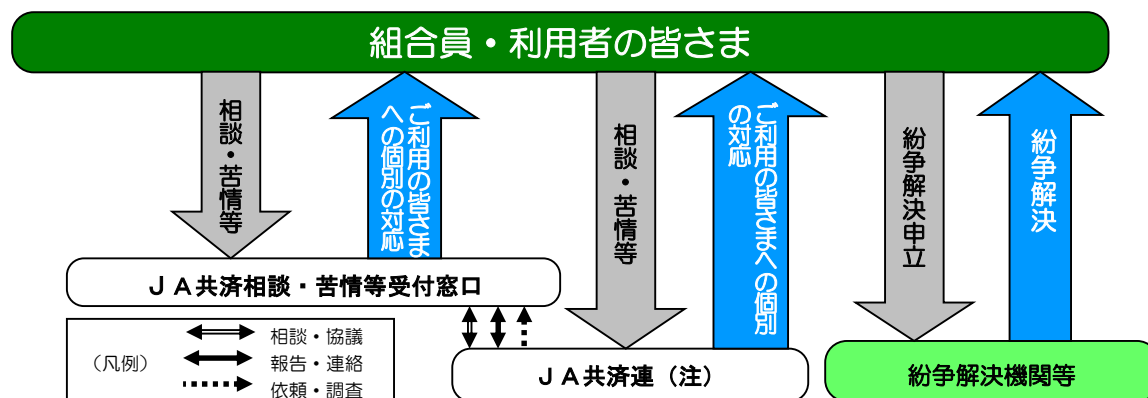
※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・利用者の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



（注）JA共済連は県本部・全国本部（JA共済相談受付センター）をいいます。

紛争解決措置

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当組合は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当組合にお問い合わせください。

- ・ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
- ・ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ・ 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号：03-5368-5757
受付時間：9:00～17:00
(土日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

※自動車事故の賠償
にかかわるものは、
お取り扱いして
いません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

(認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号)

2. 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

5. 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続(和解斡旋手続・裁定手続)および見解表明手続を行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

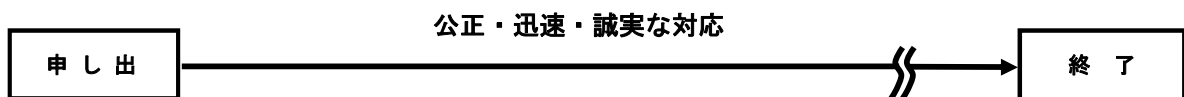
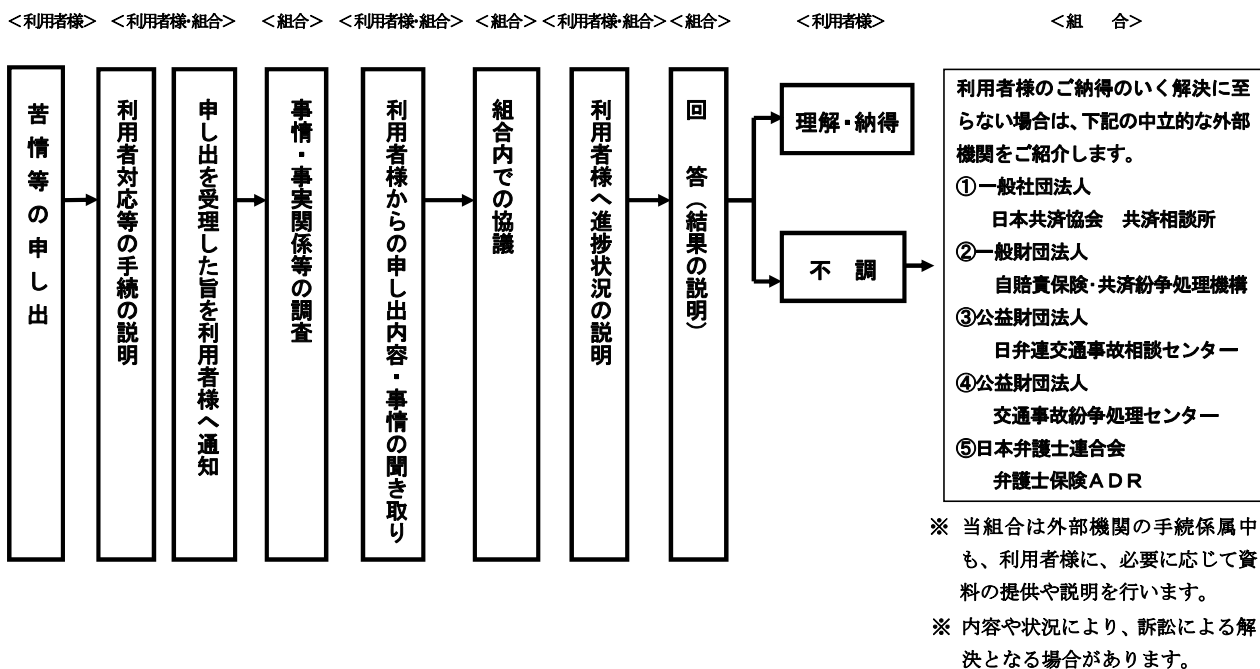
利用者様からの共済事業にかかるお申し出に対する対応について

甘楽富岡農業協同組合

[当組合の苦情等対応要領の概要]

1. 利用者様からの共済事業にかかる相談・苦情等については、当組合の本支所で受け付け、原則として当該相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当組合は、相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
また、必要に応じてＪＡ共済連に解決支援を要請し、ＪＡ共済連と連携して迅速な解決に努めます。
3. 利用者様からの相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、申し出内容・事情等を充分聞き取り、できるだけ利用者様の理解と納得を得て解決することを目指します。
4. 利用者様のご納得のいく解決に至らない場合は、利用者様に対して適切な外部機関を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。
5. 当組合は、外部機関の手続およびその結果について尊重・遵守します。

[標準的な手続の流れ]



10. 個人情報保護方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

（1）関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

（2）利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

（3）適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

（4）安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

（5）第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

（6）機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

（7）開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示請求、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

（8）苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

（9）継続的改善

当組合は、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針に基づき個人情報の取扱いについて継続的な改善に努めます。

1 1. 情報セキュリティ基本方針

甘楽富岡農業協同組合は、組合員・利用者等に対する継続的かつ安定的なサービスの提供を確保するとともに、より一層の安全、安心及び信頼の下にサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、I T基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

1 2．利益相反管理方針

J A甘楽富岡（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

（１）対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

（２）利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

① お客さまと当 J Aの間の利益が相反する類型

〔取引例〕

○ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

② 当 J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

〔取引例〕

○ 農業法人等の買収において、当 J Aが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。

○ グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。

○ 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

（３）利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- ① 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- ② 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- ③ 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- ④ 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- ⑤ 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

(6) 利益相反管理体制

- ① 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- ② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

(7) 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

1 3. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という）の防止に取り組めます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、群馬県暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以 上

※ 「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

14. JAバンク利用者保護等管理方針

甘楽富岡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

15. 金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡ甘楽富岡（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

1 6．内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

(1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守します。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正します。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行います。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じます。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努めます。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行います。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理します。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備します。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行います。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行します。

- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行います。

(5) 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備します。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援します。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援します。

(6) 組合における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行します。

(7) 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行います。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めます。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めます。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載します。

17. 自己資本の状況

○ 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

令和元年度はマイナス金利の影響による厳しい経営環境の中、内部留保に努めるとともに、不良債権処理・発生防止及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和元年度における自己資本比率は、11.13%となりました。

18. 主な事業の内容

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・農林中金が連携し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（令和2年6月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 (普通貯金・総合口座無利息型決済用)	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。 利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金自由ですが、 出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただきます。	7日間以上の据置	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年 (据置期間は1年)	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
スーパー定期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年・4年・5年・7年・10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預入れは1,000万円以上1円単位です。
変動金利定期貯金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。
積立式定期貯金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。	①エンドレス型 1円以上1円単位です。
		②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定	②満期日指定型 1円以上1円単位です。
定期積金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは1,000円以上1円単位です。
財形貯金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。		
	財形住宅貯金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 お預け入れは、1円以上です。
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年 お預け入れは、1円以上です。
	一般財形貯金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上 お預け入れは、1円以上です。

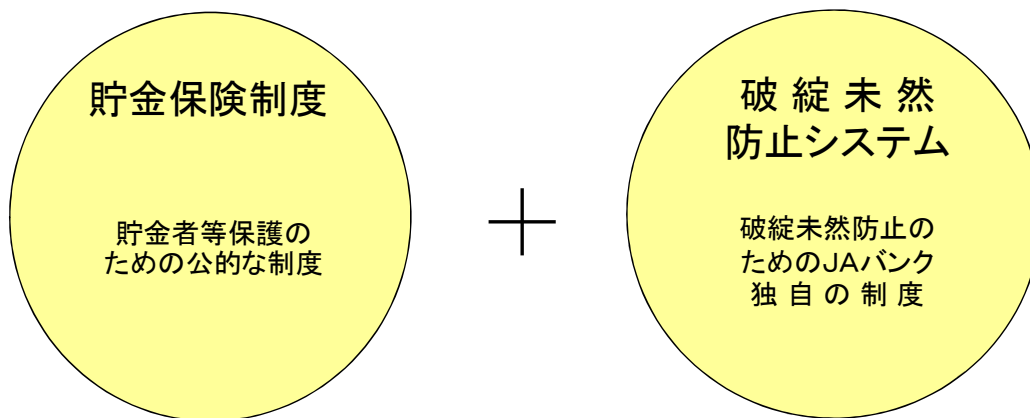
※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

JAバンク・セーフティーネット

JAバンクは、JAバンク会員（JA・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるようJAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業推進（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。

JAバンクでは、「貯金保険制度」と「破綻未然防止システム」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより組合員・利用者の皆様により一層の「安心」をお届けします。



JA・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。

万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

全国のJAバンクの拠出により設置された「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAによる経営健全性維持のための取り組みに必要なサポート（資本注入など）を行います。

また、万一緊急な事態に陥ったJAへの貸付や経営が困難となったJAへの資金援助なども公的な制度である貯金保険制度と連携して行います。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の分類			保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注１） （利息のつかない等の３要件を満たす貯金）	全額保護 （恒久措置）
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注２）	一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金）	元本の合計１，０００万円までとその利息等（注３）を保護 （１，０００万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等		保護対象外 （破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）

（注１）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３要件を満たすものです。

（注２）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（注３）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（令和２年６月１日 現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利 率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。 （一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の２種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（令和2年6月1日 現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保 証	利 率
住 宅 ロ ー ン	20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～10,000万円(1万円単位)	3年～35年(借換の場合、借換対象ローンの残存期間内)	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)または三菱UFJニコス(株)の保証	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教 育 ロ ー ン	20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設(国の教育ローンの対象校)に就学予定、または就学中の子を持つJAの組合員の方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位)	6か月以上最長15年(在学期間+9年)以内(据置期間含む)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設(国の教育ローンの対象校)に就学予定、または就学中の子を持つ方となります。		10万円～700万円(10万円単位)		元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が70歳未満の教育施設(国の教育ローンの対象校)に就学予定、または就学中の子を持つ方となります。		10万円～500万円(1万円単位)但し、医科大学等は1,000万円以内		③元金据置返済	(株)ジャックス	
多 目 的 ロ ー ン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJAの組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。)	10万円～500万円(1万円単位)	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の方となります。		10万円～500万円(1万円単位)			三菱UFJニコス(株)	
	20歳以上で最終返済時の年齢が70歳以下のJAの組合員の方となります。		10万円～500万円(1万円単位)			(株)ジャックス	固定金利
マイカー ロ ー ン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJAの組合員の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位) ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
	20歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。				元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	三菱UFJニコス(株)	
	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。				③元金据置返済	(株)ジャックス	
クローバ ロ ー ン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJAの正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、共済未払金、経済未払金は除きます。)	10万円～300万円(1万円単位)	1か月～5年(うち据置期間は6か月以内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カ ー ド ロ ー ン (約定返済型)	20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が70歳未満のJAの組合員の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～300万円(10万円単位)	1年(自動更新)	①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③カードローン口座にご入金いただければ自動的に返済されます。	県農業信用基金協会	変動金利
	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。		10万円～500万円(10万円単位)			三菱UFJニコス(株)	

- ※ 1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。
2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。
3. 住宅ローンでは、建物および敷地に(根)抵当権を設定させていただきます。また、建物には火災共済(保険)を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

金融機関名	資 金 名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

※ このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のＪＡ・農林中金をはじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（３年固定利付債、５年固定利付債、１０年変動利付債）、新窓販国債（２・５・１０年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のＪＡのＡＴＭや他金融機関等との提携によるＡＴＭ入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全ＪＡにおいてＩＣキャッシュカードを取扱いしております。

項 目	サ ー ビ ス 内 容
ＪＡキャッシュサービス※	ＪＡバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、ＪＡバンクのＡＴＭによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱ＵＦＪ銀行、セブン銀行、イーネットＡＴＭ、ローソン銀行ＡＴＭ、ＪＦマリンバンクのＡＴＭによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。（セブン銀行・イーネットＡＴＭ・ローソン銀行ＡＴＭではご入金も無料でご利用が可能です。）
ＩＣキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにＩＣチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なＩＣチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
Ｊ Ａ カ ー ド	ＪＡ独自の多彩な特典を備えた「ＪＡならではの」クレジットカードで、ＩＣチップを搭載したＪＡカードは、お客さまに安全をお届けいたします。 また、ＩＣキャッシュカードと一緒にになった一体型カードもございます。
Ｊ Ａ ネ ッ ト バ ン ク	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンまたは、スマートフォン・携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	ＪＡバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約7,000店舗、平日日中に無料で利用できる提携ＡＴＭが約72,000台（2019年3月31日現在 ＪＡバンクＡＴＭ含む ＪＡバンク調べ）あります。
年 金 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、ＪＡバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・ＮＨＫ受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はＡＴＭにより異なります。また、ＡＴＭ稼働時間であってもＪＡバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのＪＡまたは、ご利用ＡＴＭの掲示等でご確認下さい。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料(消費税10%相当額を含む)を掲載しています。

(令和2年6月1日 現在)

(1) CD・ATM利用手数料(1件あたり)

① JAのCD・ATMをご利用の場合

利用カード	利 用 時 間			手 数 料
全国のJA のキャッシュカード	全 日	出 金	8:00 ～ 21:00	無 料
		入 金	8:00 ～ 21:00	無 料
提携金融機関 のキャッシュカード (銀行・信金・信組 等)	平 日	出 金	8:00 ～ 8:45	220 円
			8:45 ～ 18:00	110 円
			18:00 ～ 21:00	220 円
	土曜日	出 金	8:00 ～ 14:00	110 円
			14:00 ～ 21:00	220 円
	日曜・祝日	出 金	8:00 ～ 21:00	220 円
三菱東京UFJ銀行 のキャッシュカード	平 日	出 金	8:00 ～ 8:45	110 円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	110 円
	土曜・日曜・祝日	出 金	8:00 ～ 17:00	110 円
クレジットカード (自動キャッシング)	キャッシングサービスご利用のATM手数料はクレジットカード会社により異なりますので、詳しくはカード発行会社(カード裏面に記載)にお問い合わせください。			

② 郵貯・セブン銀行・ローソン・イーネットのATMをご利用の場合

利用ATM	利 用 時 間			手 数 料
ゆうちょATM	平 日	入出金	8:45 ～ 18:00	110 円
	土曜日	入出金	9:00 ～ 14:00	110 円
	上記以外	入 金	—	110 円
		出 金	—	220 円
セブン銀行ATM ローソンATM イーネットATM	平 日	入出金	8:00 ～ 8:45	110 円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	110 円
	土曜日	入出金	8:00 ～ 9:00	110 円
			9:00 ～ 14:00	無 料
			14:00 ～ 21:00	110 円
	日曜・祝日	入出金	8:00 ～ 21:00	110 円

※ 主な提携ATMを掲載しています。詳しくは「JAバンクホームページ」をご覧ください。

稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJAバンクのキャッシュカードによるお取引が出来ない場合がございます。詳しくは、ご利用ATMの掲示等でご確認下さい。

※ イーネットATMは、ファミリーマート・セーブオン・ミニストップ等のコンビニに設置されています。

(2) 貯金関係手数料(1件あたり)

区 分	取扱内容	基 準	手 数 料
再発行手数料	通帳・証書	1 通	1,100 円
	一体型カード	1 枚	1,100 円
	I Cキャッシュカード	1 枚	1,100 円
	ローンカード	1 枚	1,100 円
残高証明書発行手数料		1 通	550 円
手形・小切手発行手数料	小切手帳	50 枚	440 円
	自己宛小切手	1 枚	550 円
	約束手形	1 枚	550 円
マル専手形口座開設手数料			3,300 円
口座振替手数料(依頼件数1件につき)			55 円
国債口座管理手数料(月額)		1 口座	無 料
J Aネットバンク基本手数料(個人・月額)		1 口座	無 料
個人情報開示事務手数料		1 事業部門	500 円 プラス実費(コピー代・郵送料等)
取引履歴明細手数料	異動明細表(元帳) (マイクロフィッシュ)	1 口座	3,300 円
	口座別取引異動明細 (異動明細システム) (H11.1.1~H15.9.15)	1 口座	550 円
	取引履歴明細表 (JASTEMシステム)	1 口座	550 円

(3) 為替関係手数料(1件あたり)

区 分	取扱内容	金 額 区 分	手 数 料			
			窓口	ATM	個 人 ネットバンク	法 人 ネットバンク
振込手数料	当JA宛 (自店)	3万円未満	無 料	無 料	無 料	無 料
		3万円以上	無 料	無 料	無 料	無 料
	当JA宛 (僚店)	3万円未満	110 円	無 料	無 料	無 料
		3万円以上	220 円	無 料	無 料	無 料
	系統宛 (文書扱いを含む)	3万円未満	220 円	110 円	110 円	220 円
		3万円以上	440 円	330 円	220 円	440 円
代金取立手数料 (隔地間)	他行宛 (文書扱いを含む)	3万円未満	550 円	440 円	220 円	440 円
		3万円以上	770 円	660 円	440 円	660 円
	系統宛	普通	440 円	-	-	-
	他行宛	普通 至急	660 円 880 円	- -	- -	- -
その他諸手数料	振込組戻料		660 円	-	-	-
	不渡手形返却料		660 円	-	-	-
	取立手形組戻料		660 円	-	-	-
	取立手形店頭呈示料		660 円	-	-	-

(4) 両替手数料・硬貨入金手数料

枚 数	1~100枚	101~1,000枚	1,001~2,000枚	2,001枚以上
手 数 料	無 料	330 円	660 円	660円+2,000枚 を超える分 1から1,000枚毎 に330円加算す る。

※ 両替枚数は、持込または受取枚数のいずれか多い枚数とさせていただきます。
ただし、同一金種の新券への交換、記念硬貨の交換、汚損した現金の交換は無料です。

(5) 融資関係手数料

取 扱 内 容			基 準	手 数 料
融資手数料	抵当権異動有	組 合 員	1件あたり	12,100 円
		組 合 員 外	1件あたり	14,300 円
	抵当権異動無	組 合 員	1件あたり	1,100 円
		組 合 員 外	1件あたり	3,300 円
条件変更手数料			1件あたり	2,200 円
一部繰上償還手数料			1件あたり	2,200 円
	住宅ローン		1件あたり	無 料
全額繰上償還手数料			1件あたり	3,300 円
	住宅ローン・資産管理事業資金		1件あたり	33,000 円
	住宅ローン・資産管理事業資金を当JAで借換した場合		1件あたり	2,200 円
金利選択型JA住宅ローン金利種目変更手数料			1件あたり	5,500 円
証明書	残高証明書発行手数料		1件あたり	550 円
	利息支払い証明書発行手数料		1件あたり	550 円
	融資予定証明書発行手数料		1件あたり	5,500 円
	その他証明書発行手数料		1件あたり	550 円
その他	債務者の委託を受けた謄本・公図の購入閲覧		1件あたり	実費＋110 円

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A 共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが豊かで安心して暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などの自然災害に備える「いえ」の保障。自動車事故のリスクに備える「くるま」の保障。これらの「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートし、皆さまの“くらしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

● 長期共済の種類（共済期間が5年以上の契約）

終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
一 時 払 終 身 共 済	まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
定 期 生 命 共 済	万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
が ん 共 済	一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介 護 共 済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

一時払介護共済

まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。

特定重度
疾病共済

身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。

生活障害共済

病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。継続的にささえるプラン（定期年金型）とまとまったお金でささえるプラン（一時金型）を選択でき、両プランへの加入も可能です。

予定利率変動型
年金共済

老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。

養老生命共済

万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。

子ども共済

お子さまの将来の進学時の学費や将来の資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

建物更生共済

火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

● 短期共済の種類（共済期間が5年未満の契約）

自動車共済

相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

自賠責共済

法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

傷害共済

日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

火災共済

住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってＪＡに注文しておき、ＪＡはそれをまとめてＪＡ全農に発注し、ＪＡ全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、ＪＡ・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金等で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、自動車・ＬＰガス・食料品・衣料品の供給、葬祭業務なども取扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→ＪＡ→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、ＪＡの販売事業です。

この目的を達成するためＪＡグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算等、ほかの企業にないＪＡ独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、ＪＡの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業の要として取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

ＪＡの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをＪＡの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 宅地等供給事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をＪＡのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をＪＡでは宅地等供給事業として行っています。これはＪＡが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 ＪＡが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 ＪＡが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 ＪＡが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもＪＡでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

ＪＡでは、組合員の営農に必要な共同利用施設を設置し、組合員にご利用いただいています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（蒔蒔）して組合員に引き渡しを行っています。

● 介護・福祉事業

高齢者が安心して暮らせる地域づくりをめざして、行政受託による高齢者福祉事業および介護保険指定事業者として居宅介護支援・訪問介護・福祉用具貸与等の事業を行っています。

● その他

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸 借 対 照 表

(単位：千円)

科 目	資 産	
	平成30年度 (平成31年2月28日 現在)	令和元年度 (令和2年2月29日 現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	86,442,082	88,974,904
(1) 現 金	393,982	397,917
(2) 預 金	72,595,936	76,482,664
系統預金	72,580,157	76,470,993
系統外預金	15,778	11,670
(3) 有価証券	502,297	299,943
国 債	202,360	-
地 方 債	299,937	299,943
(4) 貸 出 金	12,675,423	11,531,324
(5) その他の信用事業資産	441,449	413,283
未収収益	429,115	398,798
その他の資産	12,334	14,484
(6) 貸倒引当金	△ 167,007	△ 150,228
2. 共済事業資産	3,094	3,925
(1) 共済貸付金	2,495	-
(2) 共済未収利息	59	-
(3) その他の共済事業資産	547	3,925
(4) 貸倒引当金	△ 7	-
3. 経済事業資産	650,328	669,710
(1) 経済事業未収金	363,770	355,329
(2) 経済受託債権	52,859	64,845
(3) 棚卸資産	143,405	150,104
購 買 品	63,923	71,247
宅 地 等	50,966	50,089
その他の棚卸資産	28,516	28,766
(4) リース投資資産	21,646	18,210
(5) その他の経済事業資産	83,462	91,067
(6) 貸倒引当金	△ 14,816	△ 9,846
4. 雑 資 産	413,902	385,559
5. 固定資産	3,339,417	3,222,005
(1) 有形固定資産	3,337,651	3,219,235
建 物	4,390,269	4,373,821
機械装置	471,054	453,896
土 地	2,353,174	2,293,943
その他の有形固定資産	1,453,351	1,493,447
減価償却累計額	△ 5,330,197	△ 5,395,873
(2) 無形固定資産	1,765	2,769
6. 外部出資	4,028,675	3,981,675
系統出資	3,839,821	3,792,821
系統外出資	188,854	188,854
7. 繰延税金資産	30,260	25,088
資 産 合 計	94,907,760	97,262,868

(単位：千円)

負 債 及 び 純 資 産		
科 目	平 成 3 0 年 度 (平成31年2月28日 現在)	令 和 元 年 度 (令和2年2月29日 現在)
(負債の部)		
1. 信用事業負債	88,568,791	90,934,878
(1) 貯 金	88,311,123	90,634,634
(2) 借 入 金	20,513	42,719
(3) その他の信用事業負債	237,153	257,524
未払費用	21,003	20,471
その他の負債	216,149	237,053
2. 共済事業負債	400,329	467,278
(1) 共済借入金	2,495	-
(2) 共済資金	179,424	249,882
(3) 共済未払利息	59	-
(4) 未経過共済付加収入	215,298	214,075
(5) 共済未払費用	1,537	1,467
(6) その他の共済事業負債	1,514	1,852
3. 経済事業負債	576,010	562,579
(1) 経済事業未払金	358,671	309,465
(2) 経済受託債務	48,266	60,859
(3) その他の経済事業負債	169,073	192,255
4. 雑 負 債	578,054	525,000
(1) 未払法人税等	61,079	8,245
(2) 資産除去債務	24,721	-
(3) その他の負債	492,253	516,754
5. 諸引当金	156,879	108,570
(1) 賞与引当金	29,276	30,077
(2) 退職給付引当金	121,825	69,386
(3) 睡眠貯金払戻損失引当金	5,777	9,106
6. 再評価に係る繰延税金負債	242,164	231,514
負 債 合 計	90,522,230	92,829,822
(純資産の部)		
1. 組合員資本	3,960,639	4,037,726
(1) 出資金	1,253,120	1,229,794
(2) 利益剰余金	2,756,015	2,854,326
利益準備金	1,996,813	2,156,813
その他利益剰余金	759,202	697,513
リスク管理強化積立金	500,000	500,000
当期末処分剰余金	259,202	197,513
(うち当期剰余金)	(204,238)	(82,000)
(3) 処分未済持分	△ 48,496	△ 46,394
2. 評価・換算差額等	424,890	395,319
(1) その他有価証券評価差額金	1,727	-
(2) 土地再評価差額金	423,163	395,319
純 資 産 合 計	4,385,530	4,433,046
負 債 及 び 純 資 産 合 計	94,907,760	97,262,868

2. 損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	平 成 3 0 年 度			令 和 元 年 度		
	(平成30年3月1日～平成31年2月28日)			(平成31年3月1日～令和2年2月29日)		
1. 事業総利益			2,531,501			2,355,239
事業収益		7,247,259			6,235,262	
事業費用		4,715,758			3,880,023	
(1) 信用事業収益		721,059			592,686	
資金運用収益	633,697			554,912		
(うち預金利息)	(382,136)			(370,072)		
(うち有価証券利息)	(5,699)			(5,203)		
(うち貸出金利息)	(207,889)			(155,880)		
(うちその他受入利息)	(37,970)			(23,755)		
役務取引等収益	20,032			21,768		
その他経常収益	67,329			16,005		
(2) 信用事業費用		66,286			70,165	
資金調達費用	33,377			34,571		
(うち貯金利息)	(25,304)			(24,513)		
(うち給付補填備金繰入)	(7,426)			(9,174)		
(うち借入金利息)	(29)			(78)		
(うちその他支払利息)	(616)			(804)		
役務取引等費用	10,981			11,031		
その他経常費用	21,928			24,562		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 15,969)			(△ 12,170)		
信用事業総利益			654,772			522,520
(3) 共済事業収益		739,000			703,132	
共済付加収入	676,512			646,477		
共済貸付金利息	565			3		
その他の収益	61,922			56,651		
(4) 共済事業費用		51,719			39,478	
共済借入金利息	526			3		
共済推進費	44,271			32,662		
共済保全費	3,174			3,261		
その他の費用	3,747			3,550		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 21)			(△ 7)		
共済事業総利益			687,281			663,654
(5) 購買事業収益		4,780,781			4,249,164	
購買品供給高	4,497,524			3,960,517		
修理サービス料	57,659			57,302		
その他の収益	225,597			231,344		
(6) 購買事業費用		4,064,349			3,507,029	
購買品供給原価	3,895,900			3,370,271		
購買品供給費	114,282			110,515		
修理サービス費	358			426		
その他の費用	53,807			25,815		
(うち貸倒引当金繰入額)	(201)			(-)		
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)			(△ 4,941)		
購買事業総利益			716,432			742,135

(単位：千円)

科 目	平成30年度 (平成30年3月1日～平成31年2月28日)			令和元年度 (平成31年3月1日～令和2年2月29日)		
(7) 販売事業収益		436,391			401,640	
販売手数料	386,317			366,868		
その他の収益	50,074			34,771		
(8) 販売事業費用		205,834			212,847	
販売費	186,338			195,582		
その他の費用	19,495			17,264		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2)			(△6)		
販売事業総利益			230,557			188,792
(9) 保管事業収益		852			828	
(10) 保管事業費用		—			—	
保管事業総利益			852			828
(11) 加工事業収益		16,596			17,368	
(12) 加工事業費用		7,667			7,459	
加工事業総利益			8,929			9,909
(13) 利用事業収益		181,808			169,419	
(14) 利用事業費用		84,645			80,077	
利用事業総利益			97,163			89,341
(15) 宅地等供給事業収益		138,853			95,986	
(16) 宅地等供給事業費用		76,483			42,247	
宅地等供給事業総利益			62,370			53,739
(17) 福祉事業収益		1,285			959	
(18) 福祉事業費用		359			313	
福祉事業総利益			925			646
(19) 介護保険事業収益		124,096			119,918	
(20) 介護保険事業費用		45,398			37,685	
介護保険事業総利益			78,698			82,232
(21) 指導事業収入		106,531			78,611	
(22) 指導事業支出		113,015			77,172	
指導事業収支差額			△6,483			1,438
2. 事業管理費			2,339,635			2,296,886
(1) 人件費		1,684,637			1,664,030	
(2) 業務費		221,733			227,730	
(3) 諸税負担金		69,466			60,845	
(4) 施設費		355,930			338,209	
(5) その他事業管理費		7,866			6,071	
事業利益			191,865			58,352
3. 事業外収益			190,060			152,466
(1) 受取雑利息		3,559			3,112	
(2) 受取出資配当金		33,577			65,607	
(3) 賃貸料		66,403			59,701	
(4) 償却債権取立益		0			—	
(5) 雑収入		86,518			24,044	

(単位：千円)

科 目	平成30年度 (平成30年3月1日～平成31年2月28日)			令和元年度 (平成31年3月1日～令和2年2月29日)		
4. 事業外費用			47,379			46,223
(1) 支払雑利息		3,754			3,758	
(2) 寄付金		205			265	
(3) 貸貸費用 (うち減価償却費)		34,517 (20,034)			36,569 (22,424)	
(4) 貸倒引当金戻入益		-			△ 44	
(5) 貸倒引当金繰入額		38			-	
(6) 雑損失		8,864			5,674	
経常利益			334,546			164,595
5. 特別利益			41,459			16,269
(1) 一般補助金		9,974			9,055	
(2) 受取団火共済金		31,485			-	
(3) 受取損害賠償金		-			7,214	
6. 特別損失			96,803			87,582
(1) 固定資産処分損		8,035			26,405	
(2) 固定資産圧縮損		30,111			9,055	
(3) 減損損失		58,655			52,121	
税引前当期利益			279,202			93,282
法人税、住民税及び事業税		67,935			16,099	
法人税等調整額		7,027			△ 4,817	
法人税等合計			74,963			11,281
当期剰余金			204,238			82,000
当期首繰越剰余金			53,419			87,669
土地再評価差額金取崩額			1,544			27,843
当期末処分剰余金			259,202			197,513

3. 注 記 表

< 令 和 元 年 度 >

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

当組合保有の有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。		
・ 満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)	
・ その他有価証券		
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	
時価のないもの	移動平均法による原価法	

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については、実地棚卸を行い、棚卸資産の種類毎に次の方法で評価しています。		
棚卸資産の種類	評価方法・基準	
購買品（営農購買課及び各営農センター）	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)	
購買品（上記以外の購買品取扱支所・部署）	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)	
販売品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)	
宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)	
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)	

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は次のとおり行っています。	
① 有形固定資産	定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
② 無形固定資産	定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

引当金の計上方法は次のとおり行っています。	
① 貸倒引当金	貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び自己査定に基づく資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額に基づき計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
② 賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。

④ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額	56千円
---------------------	------

(2) 固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は1,213,587千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	574,697千円	機械装置	447,489千円	その他の有形固定資産	191,399千円
----	-----------	------	-----------	------------	-----------

(3) 担保に供している資産

定期預金3,600,000千円を為替決済の担保に供しています。

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

役員に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりです。

理事及び監事に対する金銭債権の総額	118,887千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－千円

(5) リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は829千円、延滞債権額は289,352千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は290,181千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年2月25日

・再評価を行った土地の当期末における時価の合計金額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 697,161 千円

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する事項

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
- 当組合は、支所・事業所等を基本単位にグルーピングをしています。また、本所・営農事業・営農センター等の農業関連施設及びヴァンヴェール等はJ A全体の共用資産としています。
- 当期に減損損失を認識した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
下 仁 田 支 所	営 業 店 舗	土地・建物・その他	下仁田町下仁田383-3
なんもく支所	営 業 店 舗	土地・建物・その他	南牧村千原198-3
福 祉 課 店 舗	営 業 店 舗	土地・建物・その他	富岡市下高尾462-2
車 輦 課 店 舗	営 業 店 舗	土地・建物・その他	富岡市田篠1265-1
旧 高 田 支 所	賃貸不動産	土 地	富岡市妙義町下高田1297-3
旧なんもく支所	賃貸不動産	土 地	南牧村大日向1506-1
旧 小 坂 支 所	遊 休 資 産	土 地	下仁田町中小坂2926
旧 和 光 原 山 荘	遊 休 資 産	土 地	中之条町入山大原1439-336

② 減損損失を認識するに至った経緯

下仁田支所、なんもく支所、福祉課、車輛課については3期連続の赤字となり減損の兆候ありと判断されるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧高田支所、旧なんもく支所については賃貸不動産として使用されていますが、旧高田支所は3期連続赤字のため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。また、旧なんもく支所は業務外賃貸資産で早期処分が前提となり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を

減損損失として認識しました。

旧小坂支所、旧和光原山荘については遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：千円)

区 分	土 地	建 物	その他	合 計
下 仁 田 支 所	79	887	1,252	2,219
なんもく支所	145	213	2,163	2,521
福 祉 課 店 舗	4,975	2,548	1,242	8,766
車 輦 課 店 舗	16,564	845	764	18,174
旧 高 田 支 所	7,163	-	-	7,163
旧なんもく支所	8,188	-	-	8,188
旧 小 坂 支 所	5,044	-	-	5,044
旧 和 光 原 山 荘	43	-	-	43

④ 回収可能価額の算定方法

下仁田支所・なんもく支所・福祉課店舗・車輦課店舗・旧高田支所・旧なんもく支所・旧小坂支所・旧和光原山荘の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、時価は固定資産税評価額より算定しています。

(2) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券・経済事業未収金であり、貸出金・経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に地方債であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証

券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,690千円減少するものと把握しています。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	76,482,664	76,486,588	3,924
有価証券			
満期保有目的の債券	299,943	327,870	27,926
貸出金（※1）	11,600,313		
貸倒引当金	150,283		
貸倒引当金控除後	11,450,030	11,691,303	241,272
資 産 計	88,232,638	88,505,761	273,123
貯 金	90,634,634	90,703,099	68,464
負 債 計	90,634,634	90,703,099	68,464

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金68,988千円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（※1）	3,981,675

（※1）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	76,482,664					
有価証券 満期保有目的の債券						300,000
貸出金（※1,2）	1,480,132	1,134,344	1,056,870	843,884	737,826	6,201,665
合 計	77,962,796	1,134,344	1,056,870	843,884	737,826	6,501,665

（※1）貸出金のうち、当座貸越155,716千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

（※2）貸出金のうち、3か月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等76,599千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	85,781,656	2,957,895	1,235,226	278,909	161,285	219,661
合 計	85,781,656	2,957,895	1,235,226	278,909	161,285	219,661

（※1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額

当組合で保有する有価証券は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 地方債	299,943	327,870	27,926

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

- ① 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。
- ② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|--------------|--------------|
| 期首における退職給付債務 | 1,949,491 千円 |
| 勤務費用 | 92,165 千円 |
| 利息費用 | △ 3,119 千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 12,415 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 333,806 千円 |
| 期末における退職給付債務 | 1,692,315 千円 |
- ③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|------------------|--------------|
| 期首における年金資産 | 1,827,666 千円 |
| 期待運用収益 | 20,162 千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 3,204 千円 |
| 確定給付型企业年金制度への拠出金 | 45,427 千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 38,285 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 305,406 千円 |
| 期末における年金資産 | 1,622,929 千円 |
- ④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|----------------|----------------|
| 退職給付債務 | 1,692,315 千円 |
| 確定給付型企业年金制度 | △ 1,082,579 千円 |
| 特定退職金共済制度 | △ 540,349 千円 |
| 未積立退職給付債務 | 69,386 千円 |
| 未認識過去勤務費用 | - 千円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | - 千円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 69,386 千円 |
| 退職給付引当金 | 69,386 千円 |
- ⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|-----------------|-------------|
| 勤務費用 | 92,165 千円 |
| 利息費用 | △ 3,119 千円 |
| 期待運用収益 | △ 20,162 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △ 9,210 千円 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | - 千円 |
| 会計基準変更時差異の費用処理額 | - 千円 |
| 合 計 | 59,673 千円 |
- ⑥ 年金資産の主な内訳
- | | |
|---------------|----------|
| (確定給付型企业年金制度) | |
| 一般勘定 | 100.00 % |
| (特定退職金共済制度) | |
| 債 券 | 66.00 % |
| 年金保険投資 | 24.00 % |
| 現金及び預金 | 6.00 % |
| その他 | 4.00 % |
| 合 計 | 100.00 % |
- ⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項		
割引率		△ 0.16 %
長期期待運用収益率		1.10 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,209千円を含めて計上しています。
 なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は278,344千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。		
繰延税金資産		
減損損失		43,555 千円
貸倒引当金限度額超過額		33,429 千円
貸倒償却否認額		27,594 千円
退職給付引当金		19,192 千円
賞与引当金		8,319 千円
減価償却超過額		4,812 千円
未経過費用否認		2,590 千円
睡眠貯金払戻損失引当金		2,518 千円
未払費用		1,399 千円
未払事業税等		764 千円
未収利息不計上否認額		460 千円
その他		1 千円
繰延税金資産小計		144,639 千円
評価性引当額		△ 107,168 千円
繰延税金資産合計		37,470 千円
繰延税金負債		
全農合併みなし配当否認		10,848 千円
その他		1,533 千円
繰延税金負債合計		12,382 千円
繰延税金資産の純額		25,088 千円
② 法定実効税率と法人税等負担額との差異の主な原因		
法定実効税率		27.66 %
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目		6.75 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△ 9.72 %
住民税等均等割額		4.19 %
評価性引当額の増減		△ 19.13 %
その他		2.35 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		12.09 %

9. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)					
① オペレーティングリース取引に係る未経過リース料					
1年以内	466 千円	1年超	－ 千円	合 計	466 千円

(貸手側)

① リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1,531 千円	1年超	4,595 千円	合 計	6,126 千円
------	----------	-----	----------	-----	----------

(注) なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が営業債権等の期末残高に占める割合が低いため、利子込み法により算定しています。

② リース投資資産の内訳

リース料債権部分	20,971 千円
----------	-----------

見積残存価額部分	－ 千円
----------	------

受取利息相当額	△ 2,761 千円
---------	------------

合 計	18,210 千円
-----	-----------

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

当組合は、営農センター・エコープ・給油所等の事業用施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、撤去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は当組合が事業を継続するうえで必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

< 平成30年度 >

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

当組合保有の有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。

- | | |
|-------------|---|
| ・ 満期保有目的の債券 | 償却原価法(定額法) |
| ・ その他の有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については、実地棚卸を行い、棚卸資産の種類毎に次の方法で評価しています。

棚卸資産の種類	評価方法・基準
購買品（営農購買課及び各営農センター）	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
購買品（上記以外の購買品取扱い支所・部署）	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
販売品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は次のとおり行っています。

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

引当金の計上方法は次のとおり行っています。

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び自己査定に基づく資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。なお、10,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権については、貸倒実績率で算出した金額に基づき計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生額について発生年度に費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。

④ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に利用収益と利用費用を計上する方法によっています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額	100千円
---------------------	-------

(2) 固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳により固定資産の帳簿価額を直接減額した金額は1,198,496千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	574,697千円	機械装置	436,248千円	その他の有形固定資産	187,549千円
----	-----------	------	-----------	------------	-----------

(3) 担保に供している資産

定期預金3,600,000千円を為替決済の担保に供しています。

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

役員に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりです。

理事及び監事に対する金銭債権の総額	133,859 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	－ 千円

(5) リスク管理債権

貸出金のうち、破綻先債権額は438千円、延滞債権額は426,006千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みのないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は426,445千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日 平成11年2月25日
- ・再評価を行った土地の当期末における時価の合計金額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
426,619 千円

- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する事項

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合は、支所・事業所等を基本単位にグルーピングをしています。また、本所・営農事業・営農センター等の農業関連施設及びヴァンヴェール等はJ A全体の共用資産としています。

当期に減損損失を認識した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
下 仁 田 支 所	営 業 店 舗	土 地 ・ 建 物 等	下仁田町下仁田383-3
なんもく支所	営 業 店 舗	器 具 備 品	南牧村千原198-3
車 輛 課 店 舗	営 業 店 舗	土 地 ・ 建 物 等	富岡市田篠1265-1
福 祉 課 店 舗	営 業 店 舗	建 物	富岡市下高尾462-2
旧 高 田 支 所	賃貸不動産	建 物	富岡市妙義町下高田1297-3
旧Aコープサンピア店	賃貸不動産	建 物	富岡市田篠1439-1
旧 和 光 原 山 荘	遊 休 資 産	土 地	中之条町入山大原1439-336

② 減損損失を認識するに至った経緯

下仁田支所については2期連続赤字となりましたが、将来回復が見込めないものと判断し、減損の兆候ありと判定、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

なんもく支所及び車輛課店舗については、3期連続の赤字となり減損の兆候ありと判定されるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

福祉課店舗については、3期連続赤字となり減損の兆候ありと判定され、当該資産はアスベストを含む建物を有することから、アスベスト等の除去に係る費用見積額全額を減損損失として認識しました。

旧高田支所については、賃貸不動産として使用されていますが、3期連続赤字となるため帳簿価額を建物を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧Aコープサンピア店は、業務外賃貸資産で早期処分が前提となり、当該資産はアスベスト等の除去に係る費用見積額全額を減損損失として認識しました。

旧和光原山荘については、遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：千円)

区 分	土 地	建 物	その他	合 計
下 仁 田 支 所	1,197	46,354	4,974	52,526
なんもく支所	-	-	467	467
車 輦 課 店 舗	937	464	483	1,885
福 祉 課 店 舗	-	1,997	-	1,997
旧 高 田 支 所	726	-	-	726
旧Aコープサンピア店	-	952	-	952
旧 和 光 原 山 荘	98	-	-	98

④ 回収可能価額の算定方法

下仁田支所・なんもく支所・車輛課店舗・旧高田支所・旧和光原山荘の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、時価は固定資産税評価額より算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業・団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券・経済事業未収金であり、貸出金・経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に国債や地方債であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の収支状況などにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「自己査定に基づく資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に際し参照しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.03%下降し

たものと想定した場合には、経済価値が7,169千円増加するものと把握しています。
 当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、流動性リスクについては、運用・調達について定期的に資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	72,595,936	72,578,981	△ 16,955
有価証券			
満期保有目的の債券	299,937	326,100	26,162
その他有価証券	202,360	202,360	—
貸出金（※1）	12,752,730		
貸倒引当金（※2）	167,007		
貸倒引当金控除後	12,585,722	12,845,124	259,401
資 産 計	85,683,955	85,952,565	268,609
貯 金	88,311,123	88,358,547	47,423
負 債 計	88,311,123	88,358,547	47,423

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金77,306千円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
 満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (※1)	4,028,675

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	72,595,936					
有価証券						
満期保有目的の債券						300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000					
貸出金 (※1, 2)	1,491,395	1,220,358	1,074,097	996,027	790,716	7,034,389
合 計	74,287,332	1,220,358	1,074,097	996,027	790,716	7,334,389

(※1) 貸出金のうち、当座貸越170,209千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等68,439千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※1)	82,736,065	2,338,936	2,518,638	264,035	250,852	202,595
合 計	82,736,065	2,338,936	2,518,638	264,035	250,852	202,595

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額

当組合で保有する有価証券は次のとおりです。

- ① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの 地方債	299,937	326,100	26,162

- ② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの 国 債	199,971	202,360	2,388

なお、上記評価差額から繰延税金負債660千円を控除した1,727千円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要	
職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度、特定退職金共済制度及び確定給付型企业年金制度を採用しています。	
② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	1,908,695 千円
勤務費用	91,812 千円
利息費用	△ 3,053 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 6,493 千円
退職給付の支払額	△ 41,469 千円
期末における退職給付債務	1,949,491 千円
③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,763,073 千円
期待運用収益	20,687 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 4,307 千円
確定給付型企业年金制度への拠出金	47,342 千円
特定退職金共済制度への拠出金	40,930 千円
退職給付の支払額	△ 40,059 千円
期末における年金資産	1,827,666 千円
④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	1,949,491 千円
確定給付型企业年金制度	△ 1,217,388 千円
特定退職金共済制度	△ 610,277 千円
未積立退職金給付債務	121,825 千円
未認識過去勤務費用	- 千円
貸借対照表計上額純額	121,825 千円
退職給付引当金	121,825 千円
⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	91,812 千円
利息費用	△ 3,053 千円
期待運用収益	△ 20,687 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 2,185 千円
過去勤務債務の費用処理額	△ 4,241 千円
小 計	61,644 千円
臨時に支払った退職費用	542 千円
合 計	62,186 千円
⑥ 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
(確定給付型企业年金制度)	
一般勘定	100.00 %
(特定退職金共済制度)	
債 券	70.00 %
年金・保険投資	23.00 %
現金及び預金	4.00 %
その他	3.00 %
合 計	100.00 %

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	△ 0.16 %
長期期待運用収益率	1.17 %

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,545千円を含めて計上しています。尚、同組合より示された平成30年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は296,137千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
減損損失	42,357 千円
貸倒引当金限度額超過額	38,347 千円
退職給付引当金	33,696 千円
貸倒償却否認額	29,806 千円
賞与引当金	8,097 千円
資産除去債務	6,837 千円
減価償却超過額	5,152 千円
未払事業税等	4,673 千円
睡眠貯金払戻損失引当金	1,598 千円
未払費用	1,362 千円
未収利息不計上否認額	459 千円
その他	11 千円
繰延税金資産小計	172,402 千円
評価性引当額	△ 125,012 千円
繰延税金資産合計	47,389 千円
繰延税金負債	
全農合併みなし配当否認	10,848 千円
有形固定資産（資産除去債務）	5,619 千円
その他有価証券評価差額金	660 千円
繰延税金負債合計	17,129 千円
繰延税金資産の純額	30,260 千円

② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

8. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく注記

(借手側)

① オペレーティングリース取引に係る未経過リース料

1年以内	478 千円	1年超	236 千円	合 計	714 千円
------	--------	-----	--------	-----	--------

(貸手側)

- ① リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料
期末残高相当額

1年以内	1,531 千円	1年超	6,126 千円	合 計	7,658 千円
------	----------	-----	----------	-----	----------

(注) なお、未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が営業債権等の期末残高に占める割合が低い
ため、利子込み法により算定しています。

- ② リース投資資産の内訳

リース料債権部分	24,492 千円
見積残存価額部分	－ 千円
受取利息相当額	△ 2,846 千円
合 計	21,646 千円

(2) 資産除去債務に関する会計基準に基づく注記

- ① 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア. 当該資産除去債務の概要

本所及び支所等に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

イ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～20年、割引率は0～0.60%を採用しています。

ウ. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－ 千円
見積りの変更による増加額	24,717 千円
時の経過による調整額	4 千円
期末残高	24,721 千円

- ② 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、営農センター・エーコープ・給油所等の事業用施設に関して、不動産賃借契約に基づき、撤去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該事業用施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

項 目	平成 3 0 年度	令和 元 年度
1. 当期末処分剰余金	259, 202, 684	197, 513, 645
2. 剰余金処分額合計	171, 533, 300	28, 388, 200
(1) 利益準備金	160, 000, 000	17, 000, 000
(2) 出資配当金	11, 533, 300	11, 388, 200
3. 次期繰越剰余金	87, 669, 384	169, 125, 445

5. 部門別損益計算書

平成31年3月1日から令和2年2月29日まで

(単位:千円)

区 分		合 計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費等
事業収益	①	6,429,717	592,686	703,132	3,320,671	1,734,615	78,611	
事業費用	②	4,074,477	70,165	39,478	2,674,947	1,212,714	77,172	
事業総利益	③=①-②	2,355,239	522,520	663,654	645,724	521,900	1,438	
事業管理費	④	2,296,886	544,031	472,005	742,374	436,133	102,340	
(うち 減価償却費)	⑤	(93,943)	(16,271)	(9,499)	(39,772)	(27,307)	(1,091)	
(うち 人 件 費)	⑤'	(1,664,030)	(362,332)	(399,717)	(519,570)	(292,889)	(89,520)	
※うち共通管理費	⑥		117,658	97,879	137,871	87,107	11,301	△ 451,819
(うち減価償却費)	⑦		(6,614)	(5,502)	(7,750)	(4,896)	(635)	(△ 25,399)
(うち人 件 費)	⑦'		(65,745)	(54,692)	(77,039)	(48,673)	(6,314)	(△ 252,466)
事業利益	⑧=③-④	58,352	△ 21,510	191,648	△ 96,649	85,767	△ 100,901	
事業外収益	⑨	152,466	38,230	31,372	47,786	31,381	3,695	
※うち共通分	⑩		37,576	31,259	44,031	27,819	3,609	△ 144,294
事業外費用	⑪	46,223	12,002	10,137	14,112	8,826	1,145	
※うち共通分	⑫		11,922	9,918	13,970	8,826	1,145	△ 45,783
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	164,595	4,717	212,883	△ 62,976	108,322	△ 98,351	
特別利益	⑭	16,269	-	-	16,269	-	-	
※うち共通分	⑮		-	-	-	-	-	
特別損失	⑯	87,582	11,326	9,786	48,293	17,128	1,047	
※うち共通分	⑰		10,905	9,071	12,778	8,073	1,047	△ 41,876
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	93,282	△ 6,608	203,096	△ 95,000	91,193	△ 99,398	
営農指導事業分配額	⑲		23,457	26,437	26,059	23,444	△ 99,398	
営農指導事業分配後 税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	93,282	△ 30,066	176,659	△ 121,059	67,749		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等、営農指導事業及び共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

(3) 共通資産

(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	26.04	21.66	30.52	19.28	2.50	100.0
営農指導事業	23.60	26.60	26.22	23.58		100.0

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通資産
事業別の総資産	97,423,000	89,140,480	7,833	1,300,658	798,669	8,178	6,167,180
総資産(共通資産配賦後)	97,423,000	90,746,414	1,343,644	3,182,882	1,987,701	162,357	
(うち 固定資産)	(3,222,005)	(452,056)	(367,656)	(1,369,860)	(982,269)	(50,162)	

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの平成31年3月1日から令和2年2月29日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年5月31日

甘楽富岡農業協同組合

代表理事組合長

鷺 坂 秀 幸

Ⅱ 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度
事業総利益	2,719	2,753	2,658	2,531	2,355
信用事業収益	629	728	708	654	522
共済事業収益	709	726	709	687	663
購買事業収益	901	786	767	716	742
販売事業収益	217	245	231	230	188
その他の収益	261	266	241	242	238
経常利益	281	572	455	334	164
当期剰余金	319	412	294	204	82
出 資 金 (出 資 口 数)	1,620 (1,620,509)	1,345 (1,345,553)	1,279 (1,279,031)	1,253 (1,253,120)	1,229 (1,229,794)
純 資 産 額	3,875	3,984	4,204	4,385	4,433
総 資 産 額	86,181	87,733	89,811	94,907	97,262
貯 金 残 高	79,330	81,374	83,374	88,311	90,634
貸 出 金 残 高	13,307	12,615	12,466	12,675	11,531
有 価 証 券 残 高	1,209	1,207	505	502	299
剰 余 金 配 当 金 額	7	5	11	11	11
・出資配当の額	7	5	11	11	11
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職 員 数 (人)	264	258	249	257	245
単体自己資本比率 (%)	10.89	11.36	11.30	11.57	11.13

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 純資産とは、貸借対照表の総資産額から総負債額を差し引いた金額です。
4. 単体自己資本比率は農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準の単体自己資本比率の算式に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	30 年度	元 年度	増 減
資金運用収支差額	600	520	△ 79
役務取引等収支差額	9	10	1
その他事業収支差額	45	△ 8	△ 53
信用事業収支差額計	654	522	△ 132
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	654 (0.78)	522 (0.60)	△ 132 (△ 0.19)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,531 (2.58)	2,355 (2.31)	△ 176 (△ 0.27)

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	30 年度			元 年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	83,308	586	0.704	87,152	523	0.600
うち預金	70,343	382	0.543	74,940	370	0.494
うち有価証券	501	5	1.136	461	5	1.128
うち貸出金	12,462	198	1.594	11,751	147	1.258
資金調達勘定	85,965	33	0.038	89,540	34	0.039
うち貯金・定積	85,943	32	0.038	89,496	33	0.038
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	21	0	2.742	43	0	1.994
総資金利ざや	—		△ 0.007	—		0.085

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、事業利用分配配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	30 年度増減額	元 年度増減額
受 取 利 息	14	△ 55
預 金	21	△ 12
有価証券	-	△ 0
貸 出 金	△ 6	△ 42
支 払 利 息	△ 0	△ 8
貯 金	△ 0	△ 8
譲渡性貯金	-	-
借 入 金	0	△ 0
差 引	15	△ 46

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	30 年度		元 年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	33,959	39.5	35,994	40.2	2,035
定 期 性 貯 金	51,979	60.5	53,497	59.8	1,518
そ の 他 の 貯 金	22	0.0	21	0.0	△ 1
計	85,961	100.0	89,514	100.0	3,552
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	85,961	100.0	89,514	100.0	3,552

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	30 年度		元 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定期貯金	50,217	100.0	50,033	100.0	△ 184
固定金利定期	50,131	99.8	49,949	99.8	△ 181
変動金利定期	85	0.2	83	0.2	△ 2

(注) 1. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	30 年度	元 年度	増 減
手 形 貸 付 金	-	-	-
証 書 貸 付 金	10,923	10,988	64
当 座 貸 越	180	165	△ 14
割 引 手 形	-	-	-
金 融 機 関 貸 付	1,361	601	△ 759
合 計	12,465	11,756	△ 709

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	30 年度		元 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固定金利貸出	6,396	50.5	5,812	50.4	△ 584
変動金利貸出	4,694	37.0	5,515	47.8	820
そ の 他	1,583	12.5	203	1.8	△ 1,380
合 計	12,675	100.0	11,531	100.0	△ 1,144

(注) 1. 固定金利貸出 … 貸出実行時に償還日までの利率が確定する貸出金

2. 変動金利貸出 … 貸出期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金

3. その他 … 当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないもの

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	30 年度	元 年度	増 減
貯金・定期積金等	318	302	△ 15
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	1,466	1,260	△ 205
そ の 他 担 保 物	0	-	△ 0
計	1,784	1,563	△ 221
農業信用基金協会保証	3,779	4,070	290
そ の 他 保 証	1,437	1,592	154
計	5,217	5,663	445
信 用	5,673	4,305	△ 1,368
合 計	12,675	11,531	△ 1,144

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	30 年度	元 年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
計	-	-	-
信 用	-	-	-
合 計	-	-	-

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項 目	30 年度		元 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	11,967	94.4	10,430	90.5	△ 1,537
運 転 資 金	707	5.6	1,100	9.5	393
	12,675	100.0	11,531	100.0	393

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	30 年度		元 年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	1,788	14.1	1,701	14.8	△ 87
林 業	0	0.0	0	0.0	△ 0
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	920	7.3	1,005	8.7	84
鉱 業	31	0.3	27	0.2	△ 3
建設業・不動産業	1,017	8.0	970	8.4	△ 46
電気・ガス・熱供給・水道業	16	0.2	14	0.1	△ 2
運 輸 ・ 通 信 業	76	0.6	65	0.6	△ 11
金 融 ・ 保 険 業	1,368	10.7	540	4.7	△ 827
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,378	10.9	1,277	11.1	△ 100
地 方 公 共 団 体	3,373	26.6	2,965	25.7	△ 407
非 営 利 法 人	-	-	-	-	-
そ の 他	2,703	21.3	2,961	25.7	258
うち個人	2,668	21.0	2,904	25.2	235
うち法人	34	0.3	57	0.5	23
合 計	12,675	100.0	11,531	100.0	△ 1,144

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	30 年度	元 年度	増 減
農 業	926	869	△ 56
穀作	7	7	△ 0
野菜・園芸	400	356	△ 44
果樹・樹園農業	1	4	3
工芸作物	8	10	1
養豚・肉牛・酪農	328	277	△ 51
養鶏・養卵	2	1	△ 0
養蚕	-	0	0
その他農業	177	212	35
農業関連団体等	-	-	-
合 計	926	869	△ 56

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業生産法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記⑤の業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営たる主たる業種が明確に位置づけられないもの、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社が含まれています。

2) 資金類型別

< 貸 出 金 >

(単位：百万円)

種 類	30 年度	元 年度	増 減
プロパー資金	501	424	△ 76
農業制度資金	424	445	20
農業近代化資金	233	245	11
その他制度資金	191	199	8
合 計	926	869	△ 56

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

< 受託貸付金 >

(単位：百万円)

種 類	30 年度	元 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	-	-	-

- (注) 日本政策金融公庫は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	30 年度	元 年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	0	0	0
延 滞 債 権 額	426	289	△ 136
3 か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	426	290	△ 136

- (注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。
3. 3カ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）です。

⑨ 金融再生法開示債権の保全状況

(単位：百万円)

区 分	30年度			元年度		
	残高	保全額		残高	保全額	
		担保・保証	引当		担保・保証	引当
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	193	77	115	166	43	123
危険債権	233	135	38	123	77	21
要管理債権	-	-	-	-	-	-
正常債権	12,293			11,265		
合 計	12,719	213	154	11,555	120	145

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権（自己査定における破綻先、実質破綻先のうち信用事業に係る総与信（貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息、信用仮払金））

2. 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い債権（自己査定における破綻懸念先のうち信用事業に係る総与信）

3. 要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および条件緩和貸出債権（自己査定における要管理先のうち3か月以上延滞貸出金および貸出条件緩和貸出金）

4. 正常債権（上記以外の信用事業に係る総与信）

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

開示する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	30 年 度					元 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	12		12	12	12	4		12	4
個別貸倒引当金	171	154	1	170	154	154	145	4	150	145
合 計	184	167	1	182	167	167	150	4	162	150

(注) 「期中減少額」の「目的使用」欄は、対象債権の償却処理に充てた額を記載してあります。

決算での洗い替え計上にかかる戻入額は「その他」に記載してあります。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：千円)

種 類	30 年 度	元 年 度
貸 出 金 償 却	1,480	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		30 年 度		元 年 度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	20	98	20	100
	金額	15,601	18,503	15,020	19,769
代金取立為替	件数	0	-	0	-
	金額	0	-	0	-
雑 為 替	件数	3	3	3	2
	金額	1,891	2,097	1,600	1,814
合 計	件数	23	102	23	103
	金額	17,493	20,600	16,621	21,584

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	30 年度	元 年度	増 減
国 債	201	161	△ 40
地 方 債	299	299	0
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	-	-	-
特 別 法 人 債	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-
合 計	501	461	△ 40

② 商品有価証券種類別平均残高

当組合は、この取り扱いにかかわる業務を行っておりませんので、対象となる商品有価証券はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

【平成30年度末】

(単位：百万円)

種 類	1 年以内	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	202	-	-	-	-	-	-	202
地 方 債	-	-	-	-	-	299	-	299
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	202	-	-	-	-	299	-	502

【令和元年度末】

(単位：百万円)

種 類	1 年以内	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	299	-	-	299
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
特別法人債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	0	-	-	-	299	-	-	299

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	30 年 度			元 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	299	326	26	299	327	27
そ の 他	199	202	2	-	-	-
合 計	499	528	28	299	327	27

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっております。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

(単位：百万円)

保有区分	30 年 度			元 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっております。
3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としております。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

開示の対象となる取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		30 年 度				元 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	712	5,720	14,208	116,062	563	3,434	14,203	109,326
	定期生命共済	-	-	85	1,100	47	417	123	1,452
	養老生命共済	468	1,635	9,331	38,956	361	1,187	7,923	33,194
	内こども共済	312	712	2,916	5,719	258	594	2,960	5,907
	医 療 共 済	1,226	84	9,136	1,842	588	16	9,131	1,635
	が ん 共 済	198	-	2,307	313	145	-	2,385	302
	定期医療共済	-	-	301	188	-	-	284	176
	介 護 共 済	54	113	1,255	2,718	122	265	1,320	2,836
	生活障害共済	225		223		74		290	
	年 金 共 済	613	-	5,376	185	1,066	-	6,141	185
建 物 更 生 共 済		2,239	24,558	13,151	125,516	1,803	20,356	12,630	127,499
合 計		5,735	32,112	55,373	286,883	4,769	25,677	54,430	276,608

- (注) 1. 金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
2. こども共済は、養老生命共済の内書表示としています。
3. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、定期生命、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。
4. J A共済は、農業協同組合法に基づき J A と J A 全共連で共同して事業を行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故がおきた場合に当 J A が負う共済責任につきましては、J A 全共連がすべての共済責任を負うことになっています（短期共済も同様です）。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		30 年 度				元 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
医 療 共 済		1,226	6	9,136	52	588	2	9,131	52
が ん 共 済		198	1	2,307	13	145	0	2,385	13
定期医療共済		-	-	301	1	-	-	284	1
合 計		1,424	7	11,744	67	733	3	11,800	67

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		30 年 度				元 年 度			
		件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
介 護 共 済		54	183	1,255	4,203	122	347	1,320	4,243
生活障害共済(一時金型)		143	816	141	808	44	378	181	1,145
生活障害共済(定期年金型)		82	86	82	86	30	33	109	115

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額で表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	30 年 度				元 年 度			
	件 数	新契約高	件 数	保有契約高	件 数	新契約高	件 数	保有契約高
年 金 開 始 前	613	447	3,816	2,248	1,066	887	4,515	2,912
年 金 開 始 後	-	-	1,560	738	-	-	1,626	774
合 計	613	447	5,376	2,986	1,066	887	6,141	3,687

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保障年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	30 年 度			元 年 度		
	件 数	保障金額	掛 金	件 数	保障金額	掛 金
火 災 共 済	1,879	17,726	17	1,814	16,831	16
自 動 車 共 済	17,362		695	17,078		679
傷 害 共 済	14,249	71,157	18	12,888	67,032	17
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-	-	-
賠償責任共済	532		0	532		0
自 賠 責 共 済	6,029		145	5,808		140
計	40,051		877	38,120		855

3. その他事業の取扱実績等

(1) 購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		30 年 度	元 年 度
		供 給 高	供 給 高
生 産 資 材	肥 料	264,158	256,898
	農 薬	330,987	340,233
	飼 料	514,842	494,160
	資 材	504,726	451,740
	農 業 機 械	236,674	298,167
	種 苗	318,749	301,086
	自 動 車 (除 く 二 輪)	373,400	364,892
	そ の 他	100,755	60,806
	小 計	2,644,294	2,567,986
生 活 物 資	食 品	1,191	914
	一 般 食 品	55,270	51,824
	耐 久 消 費 財	82,129	43,738
	日 用 保 健 雑 貨	7,413	11,223
	家 庭 燃 料 (L P G)	176,045	179,602
	施 設	940,247	543,969
	冠 婚	122,235	109,953
	典 礼	468,697	451,306
	小 計	1,853,230	1,392,530
	合 計	4,497,524	3,960,517

(2) 販売事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		30 年 度		元 年 度	
		販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
米		17,727	345	12,478	266
麦		3,192	62	5,971	127
野 菜		2,516,803	49,010	2,312,455	49,381
果 実		124,386	2,422	116,720	2,492
花 卉 ・ 花 木		332,973	6,484	306,215	6,539
畜 産 物		1,182,857	23,034	1,212,060	25,882
林 産 物		918,885	17,893	850,470	18,161
そ の 他		762,782	14,852	649,655	13,873
直 販		1,371,408	272,211	1,300,086	250,144
計		7,231,018	386,317	6,766,114	366,868

(3) 保管事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収益	保 管 料	852	828
費用	保 管 雑 費	-	-
差 引		852	828

(4) 加工事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収益	荒 粉	16,596	17,368
費用	荒 粉	7,667	7,459
差 引		8,929	9,909

(5) 利用事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収 益	ニ 野 菜 パ ッ ケ ー ジ	24,423	21,503
	飼 育 所	64,814	64,191
	椎 茸	10,127	8,905
	リ ー ス ・ そ の 他	67,860	61,793
	計	14,582	13,025
	計	181,808	169,419
費 用	ニ 野 菜 パ ッ ケ ー ジ	12,208	11,754
	飼 育 所	25,156	22,970
	椎 茸	6,308	6,002
	リ ー ス ・ そ の 他	30,583	29,849
	計	10,388	9,501
	計	84,645	80,077
差 引		97,163	89,341

(6) 宅地等供給事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収 益	宅 地 供 給 高	63,600	24,300
	宅 地 等 賃 貸 料	66,662	68,268
	宅 地 等 幹 旋 手 数 料	8,472	3,335
	宅 地 等 供 給 雑 収 入	118	82
	計	138,853	95,986
費 用	宅 地 受 入 高	49,683	15,500
	宅 地 等 賃 借 料	24,938	26,525
	宅 地 等 供 給 費	1,621	144
	宅 地 等 供 給 雑 費	238	78
	計	76,483	42,247
差 引		62,370	53,739

(7) 福祉事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収 益	レ ン タ ル 料	270	232
	高齢者生活支援事業収益	1,014	726
	福 祉 雑 収 入	-	1
	計	1,285	959
費 用	福 祉 労 務 費	283	274
	福 祉 雑 費	75	38
	計	359	313
差 引		925	646

(8) 介護事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収 益	訪 問 介 護 収 益	28,961	26,968
	訪 問 入 浴 介 護 収 益	12,675	13,318
	通 所 介 護 収 益	38,773	40,240
	福祉用具貸与事業収益	8,076	9,371
	居 宅 介 護 支 援 収 益	27,026	28,378
	福祉用具販売収益	8,568	1,642
	その他介護事業収益	15	-
	計	124,096	119,918
費 用	介 護 労 務 費	27,665	26,455
	介 護 消 耗 備 品 費	1,297	1,223
	介 護 受 入 高	8,145	1,405
	介 護 雑 費	8,290	8,600
	計	45,398	37,685
差 引		78,698	82,232

(9) 指導事業収支内訳

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収 入	指 導 事 業 補 助 金	94,934	59,032
	指導収入（人工授精）	9,195	9,673
	指導収入（生活）	1,489	1,564
	教 育 基 金	-	20
	実 費 収 入	913	8,320
	計	106,531	78,611
支 出	農 産 振 興 費	63,113	57,367
	畜 産 振 興 費	30,796	231
	人 工 授 精 費 用	3,896	4,091
	家 畜 防 疫 費 用	116	104
	養 蚕 振 興 費	345	228
	組 織 活 動 費	5,371	5,618
	教 育 広 報 費	5,875	5,845
	教 育 基 金	1,210	1,200
	生 活 改 善 費	2,289	2,484
	計	113,015	77,172
差 引		△ 6,483	1,438

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％、ポイント)

項 目	30 年度	元 年度	増 減
総資産経常利益率	0.34	0.16	△ 0.18
資本経常利益率	7.96	3.76	△ 4.20
総資産当期純利益率	0.21	0.08	△ 0.13
資本当期純利益率	4.86	1.87	△ 2.99

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率 = 経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、ポイント)

項 目		30 年度	元 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	14.35	12.72	△ 1.63
	期中平均	14.50	13.13	△ 1.37
貯 証 率	期 末	0.57	0.33	△ 0.24
	期中平均	0.58	0.52	△ 0.06

(注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	30年度末		元年度末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	3,949,106		4,026,338	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,253,120		1,229,794	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	2,756,015		2,854,326	
うち、外部流出予定額 (△)	11,533		11,388	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 48,496		△ 46,394	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12,722		4,994	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12,722		4,994	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	179,638		141,037	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,141,467		4,172,370	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,021	255	2,003	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,021	255	2,003	-
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,021		2,003	

(単位：千円)

項 目	30年度末		元年度末	
		経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	4,140,445		4,170,367	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	31,492,807		33,324,601	
資産（オン・バランス）項目	31,492,807		33,324,601	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,026,340		626,834	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ としてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライセンスに係るものを除く）に係るものの額	255		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ としてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、繰延税金資産に係るものの額	-		-	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によ としてリスク・アセットの額に算入されることになったもの の額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの 額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を 控除した額（△）	3,691,923		-	
うち、上記以外に該当するものの額	665,327		626,834	
オフ・バランス項目	-		-	
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ア セットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセント で除して得た額	4,273,393		4,129,290	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	35,766,200		37,453,892	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.57%		11.13%	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては、標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便方法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

２．自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	平成30年度			令和元年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200,470	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,615,304	-	-	3,218,208	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	72,599,277	14,519,855	580,794	76,486,182	15,297,236	611,889
法人等向け	249,356	242,625	9,705	224,856	215,938	8,637
中小企業等向け及び個人向け	1,121,559	675,212	27,008	1,025,781	615,077	24,603
抵当権付住宅ローン	1,046,339	361,131	14,445	1,271,824	440,056	17,602
不動産取得等事業向け	659,037	640,709	25,628	572,428	561,287	22,451
三月以上延滞等	108,843	36,297	1,451	94,658	32,566	1,302
信用保証協会等保証付	3,781,807	370,038	14,801	4,073,177	402,253	16,090
共済約款貸付	2,495	-	-	-	-	-
出資等	568,485	568,485	22,739	568,485	568,485	22,739
他の金融機関等の対象資本調達手段	4,850,205	12,125,514	485,020	3,957,104	9,892,760	395,710
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	-	△ 3,026,340	△ 121,053	-	626,834	25,073
上記以外	5,586,768	4,979,278	199,171	5,275,600	4,672,105	186,884
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	94,389,950	31,492,807	1,259,712	96,768,308	33,324,601	1,332,984
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	94,389,950	31,492,807	1,259,712	96,768,308	33,324,601	1,332,984
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	4,273,393		170,935	4,129,290		165,171
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 c		所要自己資本額 $d=c \times 4\%$	リスク・アセット等（分母）計 c		所要自己資本額 $d=c \times 4\%$
	35,766,200		1,430,648	37,453,892		1,498,155

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー （長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー （短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業務別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：千円）

項 目		平成30年度				令和元年度			
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残 高			三月以上 延 滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残 高			三月以上 延 滞 エクスポ ージャー
		うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券		
法人	農 業	111,188	111,188	-	-	122,797	122,797	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	35,911	35,911	-	-	30,828	30,828	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	73,989,293	1,390,015	-	-	77,030,096	543,914	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	167,319	167,319	-	16,677	126,560	126,560	-	8,524
	日本国政府・ 地方公共団体	3,815,774	3,314,998	500,776	-	3,218,208	2,917,888	300,320	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	7,778,283	7,777,862	-	92,165	7,884,273	7,883,016	-	86,134
その他		8,492,178	-	-	-	8,355,542	-	-	-
業種別残高計		94,389,950	12,797,296	500,776	108,843	96,768,308	11,625,005	300,320	94,658
残存期間別残高計	1年以下	73,020,393	220,645	200,470		76,723,253	237,070	-	
	1年超3年以下	669,133	669,133	-		789,463	789,463	-	
	3年超5年以下	1,166,859	1,166,859	-		756,844	756,844	-	
	5年超7年以下	708,090	708,090	-		1,578,019	1,578,019	-	
	7年超10年以下	2,035,824	2,035,824	-		1,342,726	1,042,405	300,320	
	10年超	6,501,772	6,201,466	300,306		6,950,751	6,950,751	-	
	期限の定めのないもの	10,287,877	1,795,277	-		8,627,249	270,449	-	
	残存期間別残高計	94,389,950	12,797,296	500,776		96,768,308	11,625,005	300,320	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほかコミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。
- 「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

項 目		平成30年度						令和元年度					
		期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		13,285	12,722	-	13,285	12,722		12,722	4,994	-	12,722	4,994	
個別貸倒引当金		186,254	169,209	1,480	184,773	169,209		169,209	155,137	4,608	164,600	155,137	
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	10,459	18,372	-	10,459	18,372	-	18,372	3,885	-	6,382	15,874	-
	日本国政府・地方 公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		175,795	150,837	1,480	174,314	150,837	-	150,837	151,252	4,608	158,217	139,262	-
業種別計		186,254	169,209	1,480	184,773	169,209	-	169,209	155,137	4,608	164,600	155,137	-

(注) 1. 当組合では、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

項 目		平成30年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスクウェイト0%	-	4,671,460	4,671,460	-	4,022,790	4,022,790
	リスクウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイト10%	-	3,700,379	3,700,379	-	4,022,532	4,022,532
	リスクウェイト20%	-	72,599,277	72,599,277	-	76,486,182	76,486,182
	リスクウェイト35%	-	1,031,804	1,031,804	-	1,257,302	1,257,302
	リスクウェイト50%	-	66,888	66,888	-	76,761	76,761
	リスクウェイト75%	-	911,120	911,120	-	821,010	821,010
	リスクウェイト100%	-	8,603,770	8,603,770	-	6,733,560	6,733,560
	リスクウェイト150%	-	10,642	10,642	-	17,897	17,897
	リスクウェイト200%	-	3,213,800	3,213,800	-	-	-
	リスクウェイト250%	-	246,390	246,390	-	3,957,104	3,957,104
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	95,055,534	95,055,534	-	97,395,142	97,395,142

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。
また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	7,741	-	4,033	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
上記以外	-	-	28,024	-
合 計	7,741	-	32,057	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国債開発銀行向け・取立未済手形・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを１）系統及び系統外出資、２）子会社及び関連会社株式に区分して管理しています。

- １） 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行なっています。
- ２） 子会社及び関連会社については、当ＪＡには該当するものではありません。

なお、これらの出資等の評価等については、１）系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	4,028,675	4,028,675	3,981,675	3,981,675
合 計	4,028,675	4,028,675	3,981,675	3,981,675

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

平成30年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、常勤役員会（リスク管理委員会）のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当ＪＡでは、市場金利が変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5年）リスク量を算定しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローを含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

②金利リスクに関する事項

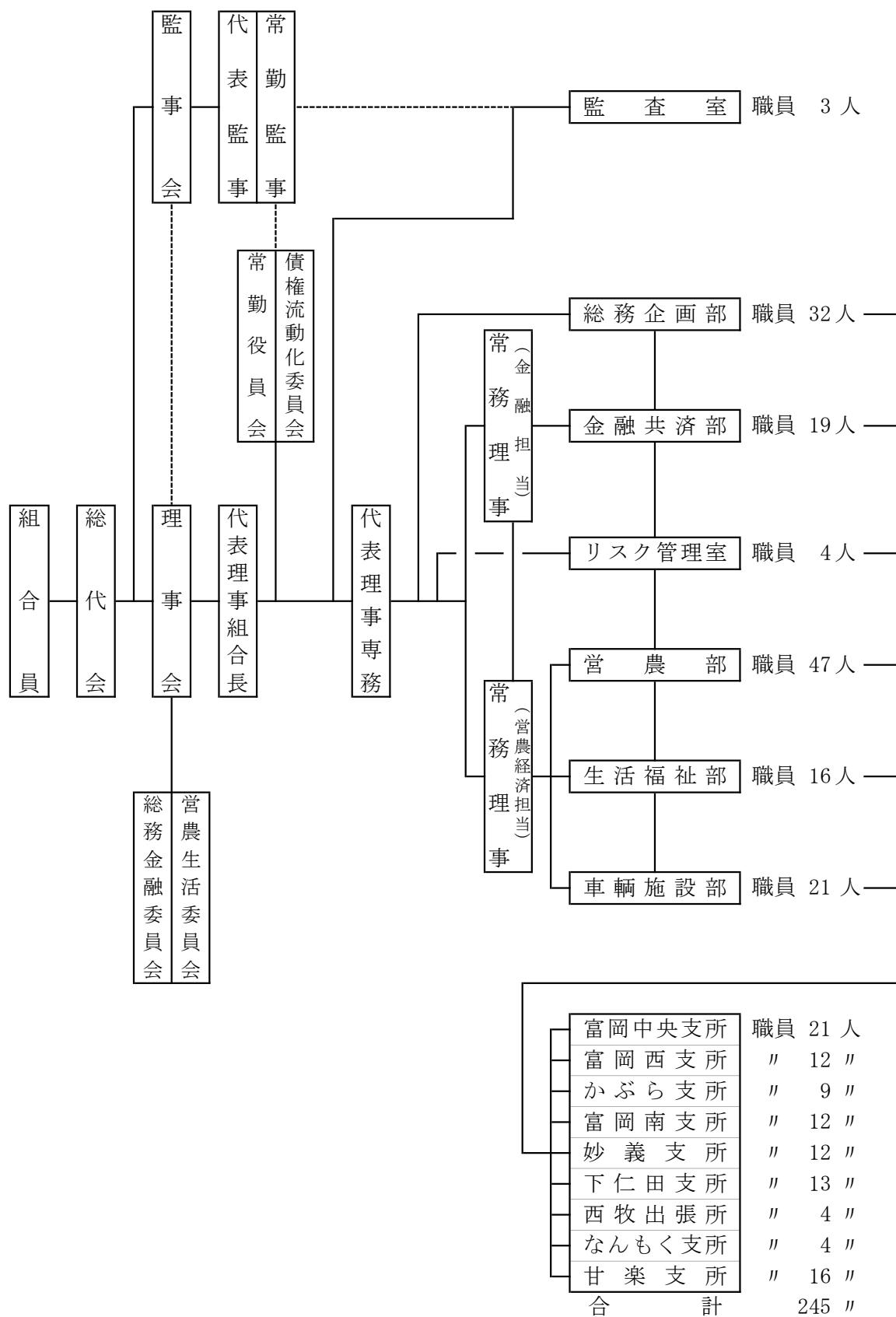
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	116			
2	下方パラレルシフト	－			
3	スティープ化	187			
4	フラット化	71			
5	短期金利上昇	26			
6	短期金利低下	－			
7	最大値	187			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,170			

【JAの概要】

1. 組織機構図

〔令和2年2月29日 現在〕



(注) 職員数について、総務企画部32人の内13人については出向職員です。

2. 役員一覧

(令和2年6月1日 現在)

役 職 名	氏 名	常勤・非 常勤の別	代表権 の有無	就任年月日	任期満了年月日	摘 要	農協法第30条 第12項の要件
代表理事組合長	鷺 坂 秀 幸	常 勤	有	令和元年5月25日	令和4年通常 総代会開催日	実務精通者	
代表理事専務	茂 木 一 博	〃	〃	〃	〃	実務精通者	認 定 農 業 者
常 務 理 事	田 島 成 久	〃	無	〃	〃	金 融 担 当	実践的能力者
常 務 理 事	湯 浅 健 一	〃	〃	〃	〃	経 済 担 当	実践的能力者
理 事	佐 藤 正 則	非常勤	〃	〃	〃	営 農 生 活	
〃	磯 貝 香 津 夫	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融	認 定 農 業 者
〃	松 本 勲	〃	〃	〃	〃	営 農 生 活	
〃	佐 藤 勝	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融	認 定 農 業 者
〃	富 田 修 榮	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融	
〃	今 井 善 圓	〃	〃	〃	〃	営 農 生 活	認 定 農 業 者
〃	土 屋 長 一 郎	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融	実践的能力者
〃	櫻 井 栄 信	〃	〃	〃	〃	営 農 生 活	認 定 農 業 者
〃	庭 屋 厚 司	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融	実践的能力者
〃	石 井 清	〃	〃	〃	〃	営 農 生 活	認 定 農 業 者
〃	齋 藤 幸 美	〃	〃	〃	〃	営 農 生 活	認 定 農 業 者
〃	田 中 純 一	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融	認 定 農 業 者
〃	吉 田 正 一	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融	認 定 農 業 者
〃	大 河 原 良 子	〃	〃	〃	〃	総 務 金 融 女 性 理 事	実践的能力者
〃	横 尾 鈴 子	〃	〃	〃	〃	営 農 生 活 女 性 理 事	
代 表 監 事	高 橋 敏 治	〃		〃	〃		
常 勤 監 事	松 井 博 明	常 勤		〃	〃		
員 外 監 事	山 口 憲 作	非常勤		〃	〃		
監 事	野 口 勝 己	〃		〃	〃		
〃	下 山 淳	〃		〃	〃		
〃	山 田 守	〃		〃	〃		
〃	中 里 泰 明	〃		〃	〃		

3. 組合員数

(単位：人、団体)

資 格 区 分		30 年 度	元 年 度	増 減
正 組 合 員	個 人	5,205	5,021	△ 184
	法 農事組合法人	1	1	-
	人 その他の法人	17	17	-
	計	5,223	5,039	△ 184
准 組 合 員	個 人	6,953	6,937	△ 16
	農業協同組合	-	-	-
	農事組合法人	1	1	-
	その他の団体	38	40	2
	計	6,992	6,978	△ 14
合 計		12,215	12,017	△ 198

4. 組合員組織

組 織 名	構成員数
農 事 支 部	4,386 戸
J A 青 年 組 織 協 議 会	137 人
J A 女 性 会	154 人
こ ん に や く 生 産 部	96 人
養 蚕 部	18 人
椎 茸 生 産 部	82 人
菌 床 き の こ 生 産 部	9 人
下 仁 田 ね ぎ 生 産 部	215 人
に ら 生 産 部	91 人
玉 葱 生 産 部	86 人
露 地 な す 生 産 部	188 人
キ ウ イ フ ル ー ツ 専 門 部 会	112 人
花 卉 生 産 部	39 人
施 設 園 芸 部 会	41 人
苺 生 産 部	31 人
小 葱 生 産 部	6 人
ご ぼ う 生 産 部	9 人
い ん げ ん 生 産 部	17 人
野 沢 菜 生 産 部	6 人
タ ラ の 芽 生 産 部	19 人
有 機 農 産 物 生 産 部	27 人
甘 楽 の や わ ら か 葱 生 産 部	26 人
オ ク ラ 生 産 部	30 人
梅 生 産 部	26 人
直 販 セ ン タ ー 運 営 委 員 会	685 人
酪 農 部	11 人
養 豚 部	7 人
和 牛 繁 殖 部	21 人
J A 青 色 申 告 友 の 会	644 人
農 業 者 労 災 保 険 加 入 組 合	107 人
年 金 友 の 会	6,112 人
ゴ ル フ 定 積 友 の 会	190 人
賃 貸 施 設 オ ー ナ ー 会	39 人

(注) 当組合の組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

6. 地区一覧

この組合の地区は、甘楽郡及び富岡市の区域とします。
(行政区 = 富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町)

7. 店舗一覧

(令和2年6月1日 現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
本 所	富岡市富岡2,638番地1	0274-62-0001	0 台
富岡中央支所	富岡市富岡2,638番地1	0274-64-2021	1
富岡西支所	富岡市一ノ宮甲1,503番地	0274-64-2031	1
かぶら支所	富岡市南蛇井493番地3	0274-67-2008	1
富岡南支所	富岡市中高瀬409番地	0274-64-2011	1
妙義支所	富岡市妙義町中里156番地1	0274-73-2314	1
下仁田支所	甘楽郡下仁田町大字下仁田383番地3	0274-82-4531	1
西牧出張所	甘楽郡下仁田町大字西野牧5,814番地	0274-84-2321	0
なんもく支所	甘楽郡南牧村大字千原198番地3	0274-87-2217	0
甘楽支所	甘楽郡甘楽町大字福島1,760番地	0274-74-3326	1

店舗外ATM設置台数 1 台

8. 沿革・歩み

平成 6 年 3 月 1 日	富岡市・甘楽郡内の 6 農協が合併し、甘楽富岡農業協同組合設立 (富岡市・妙義町・下仁田町・群馬南牧村・甘楽町・甘楽富岡蚕糸の 6 農協)
平成 6 年 3 月 10 日	J A グリーン下仁田オープン
平成 6 年 3 月 15 日	オートパル新事務所移転
平成 6 年 6 月 15 日	第 1 回 臨時総会
平成 6 年 6 月 24 日	A コープサンピア店改装オープン
平成 6 年 9 月 13 日	第 1 回 臨時総代会
平成 6 年 11 月 7 日	甘楽農機センター移転営業開始
平成 7 年 4 月 20 日	第 1 回 通常総代会
平成 7 年 4 月 22 日	J A 甘楽富岡婦人部設立
平成 7 年 5 月 9 日	平成 6 年度県共連優績組合表彰
平成 7 年 5 月 15 日	平成 6 年度県信用事業優績組合表彰
平成 7 年 5 月 17 日	平成 6 年度全共連優績組合表彰
平成 7 年 6 月 6 日	鎗農会(役員 O B 会)設立
平成 7 年 6 月 13 日	職員 O B 会設立
平成 7 年 7 月 1 日	A コープ下仁田店改装オープン
平成 7 年 8 月 31 日	妙義支所(妙義町大字中里)・青倉支所・福島出張所 廃止
平成 7 年 9 月 1 日	諸戸支所を妙義支所と名称変更
平成 7 年 9 月 1 日	下仁田出張所オープン
平成 7 年 9 月 1 日	妙義営農センター改装オープン
平成 7 年 10 月 2 日	資材ポスシステム稼働(妙義営農センター・甘楽営農センター・みどりの店)
平成 8 年 1 月 31 日	小幡出張所経済事業部門閉鎖
平成 8 年 3 月 1 日	甘楽営農センターオープン(甘楽みどりの店)
平成 8 年 4 月 5 日	ファミリー食彩館オープン
平成 8 年 4 月 23 日	第 2 回 通常総代会
平成 8 年 5 月 10 日	平成 7 年度県共連優績組合表彰
平成 8 年 5 月 13 日	平成 7 年度県信用事業優績組合表彰
平成 8 年 8 月 1 日	小幡出張所廃止
平成 9 年 2 月 1 日	コイン精米機稼働(新屋)
平成 9 年 3 月 14 日	ハピネス店移転新築オープン
平成 9 年 3 月 15 日	アイス工房じゅら 21 オープン
平成 9 年 4 月 1 日	店舗事業を県経済連へ経営委託
平成 9 年 4 月 7 日	J A 高齢者福祉活動 ふれあいネットワーク設立
平成 9 年 4 月 23 日	第 3 回 通常総代会
平成 9 年 5 月 14 日	平成 8 年度県共連優績組合表彰
平成 9 年 5 月 19 日	平成 8 年度優績 L A 表彰
平成 9 年 5 月 21 日	平成 8 年度全共連優績組合表彰
平成 9 年 5 月 31 日	磐戸支所(南牧村大字磐戸)廃止
平成 9 年 6 月 1 日	磐戸支所(南牧村大字千原)新築設置
平成 9 年 11 月 15 日	炭火焼肉かぶら苑オープン
平成 10 年 1 月 1 日	妙義地区有線放送事業廃止
平成 10 年 1 月 31 日	中央スタンド閉店
平成 10 年 3 月 28 日	西部営農センターオープン(J A グリーン下仁田改装)
平成 10 年 4 月 1 日	店舗事業を(株)エコープ群馬へ経営委託
平成 10 年 4 月 3 日	食彩館もみじ平店オープン
平成 10 年 4 月 23 日	第 4 回 通常総代会
平成 10 年 5 月 12 日	平成 9 年度県共連優績組合表彰
平成 10 年 5 月 21 日	平成 9 年度全共連優績組合表彰
平成 10 年 5 月 24 日	下仁田支所(下仁田町大字下仁田 3 2 6)廃止
平成 10 年 5 月 24 日	下仁田出張所廃止
平成 10 年 5 月 25 日	下仁田支所(下仁田町大字下仁田 3 8 3-3)設置
平成 10 年 5 月 25 日	平成 9 年度県信用事業優績組合表彰
平成 10 年 5 月 31 日	シャトレーゼサンピア店閉店
平成 10 年 6 月 11 日	平成 9 年度自賠責共済優績取次店表彰(県)
平成 10 年 6 月 11 日	シャトレーゼ富岡店オープン
平成 10 年 7 月 6 日	小坂支所新築設置
平成 10 年 7 月 17 日	平成 9 年度県観光優良 J A 表彰
平成 10 年 9 月 30 日	焼肉レストランしもにた苑オープン
平成 10 年 10 月 28 日	インショップ事業開始

平成11年	4月21日	第5回 通常総代会
平成11年	4月30日	ふれあいサービス下仁田開所
平成11年	5月10日	平成10年度県共連優績組合表彰
平成11年	5月17日	平成10年度県信用事業優績組合表彰
平成11年	5月20日	平成10年度全共連優績組合表彰
平成11年	6月22日	平成10年度自賠責共済優績取次店表彰（県）
平成11年	7月12日	平成10年度県観光優良JA表彰
平成11年	8月31日	AコープM型店閉店
平成11年10月	4日	第2回 臨時総代会
平成11年11月	1日	介護保険 訪問介護・訪問入浴介護事業者指定取得
平成11年11月	4日	高瀬スタンド閉店
平成11年11月	4日	富岡南部スタンドオープン
平成11年11月	19日	県信用事業優良組合表彰
平成11年12月	1日	介護保険 指定居宅介護支援事業者・福祉用具貸与事業者指定取得
平成12年	2月15日	平成11年度農村地域金融優良事例農林水産大臣表彰
平成12年	3月9日	JAふれあいデイホーム開所（丹生）
平成12年	4月1日	介護保険サービス提供開始
平成12年	4月1日	野菜パッケージセンター開設
平成12年	4月1日	営農支援センター開設
平成12年	5月16日	平成11年度全共連優績組合表彰
平成12年	5月26日	平成11年度県信用事業優績組合表彰
平成12年	5月27日	第6回 通常総代会
平成12年	9月1日	特別養護老人ホーム「共生」開所
平成12年10月	31日	Aコープ富岡店・サンピア店閉店
平成12年12月	9日	Aコープ富岡店新築オープン（(株)エーコープ群馬経営主体）
平成13年	3月9日	第30回日本農業賞「集団組織の部 大賞」表彰
平成13年	5月24日	平成12年度全共連優績組合表彰
平成13年	5月27日	第7回 通常総代会
平成13年	9月1日	花パッケージセンター開設
平成13年	9月10日	サンピア支所廃止
平成13年10月	30日	理事会参与制度設置
平成13年11月	8日	第3回 臨時総代会
平成13年12月	20日	富岡バイパススタンド閉店
平成13年12月	21日	富岡バイパスセルフスタンドオープン
平成14年	5月26日	第8回 通常総代会
平成14年	6月30日	ふれあいサービス下仁田閉所
平成14年11月	28日	第4回 臨時総代会
平成15年	2月28日	小幡・妙義営農センターATMコーナー廃止
平成15年	5月31日	第9回 通常総代会
平成15年	9月16日	信用事業システム「ジャステム」稼働
平成15年12月	31日	黒岩・額部・下仁田給油所廃止
平成16年	2月13日	（社）ジェイエイバンク支援協会より劣後ローン借入
平成16年	2月29日	お茶加工事業業務廃止
平成16年	3月1日	経営管理・財務会計・固定資産・人事給与システム「コンパス-JA」稼働
平成16年	5月30日	第10回 通常総代会
平成16年	8月31日	蒟蒻練製品事業の撤退
平成16年	9月4日	JAセレモニーホール甘楽富岡開設
平成17年	1月20日	第5回 臨時総代会
平成17年	5月28日	第11回 通常総代会
平成17年	9月24日	支所統合整備（20支所から12支所へ統合）
		☆富岡・黒岩・小野・東富岡支所を統合し、富岡中央支所（富岡市富岡2,638番地1）とする。
		☆一ノ宮・丹生支所を統合し、富岡西支所（富岡市一ノ宮甲1,503番地）とする。
		☆額部・高瀬支所を統合し、富岡南支所（富岡市中高瀬409番地）とする。
		☆小坂・下仁田支所を統合し、下仁田支所（下仁田町大字下仁田383番地3）とする。
		☆なんもく支所・磐戸支所を統合し、なんもく支所（南牧村大字千原198番地21）とする。
		☆秋畑・甘楽支所を統合し、甘楽支所（甘楽町大字福島1,760番地）とする。
		「焼肉レストランしもにた苑」業態変更により「そば処しもにた」オープン
平成17年	10月17日	

平成17年12月28日	小坂直売所閉店
平成18年 4月 1日	高齢者介護予防事業所開所
平成18年 4月30日	J A高齢者福祉活動 ふれあいネットワーク解散
平成18年 5月 1日	高齢者生活支援事業業務開始
平成18年 5月27日	第12回 通常総代会
平成18年 8月31日	シャトレゼ富岡店閉店
平成18年 9月23日	支所統合整備（12支所から11支所へ統合）
	☆高田・妙義支所を統合し、妙義支所（富岡市妙義町中里156番地1）とする。
平成19年 5月26日	第13回 通常総代会
平成19年 9月 6日	台風9号被害により下仁田農機具センター・典礼センター西出張所・西部L P Gセンター西出張所業務停止
	（平成19年9月22日以降、旧馬山支所を仮事務所とし、暫定的に業務再開）
平成19年 9月22日	支所統合整備（11支所から8支所・1出張所へ統合）
	☆吉田・馬山支所を統合し、かぶら支所（富岡市南蛇井493番地3）とする。
	☆甘楽・新屋支所を統合し、甘楽支所（甘楽町大字福島1,760番地）とする。
	☆西牧支所を西牧出張所へ業態変更する。
平成19年10月19日	旧富岡支所A T Mコーナー廃止
平成19年11月 5日	富岡西部営農センターを廃止し、富岡営農センターへ統合
平成19年12月12日	鎗農会（役員O B会）活動休止
平成19年12月14日	旧黒岩支所・旧丹生支所・旧小坂支所・旧秋畑支所・西牧出張所・なんもく支所A T Mコーナー廃止
平成19年12月20日	旧Aコープ富岡店・旧富岡支所跡地を富岡市へ売却
平成20年 2月28日	そば処しもにた閉店
平成20年 3月 1日	「炭火焼肉かぶら苑」をエーコープ関東へ経営移管
平成20年 3月 1日	甘楽富岡L P Gセンターと西部L P Gセンターを統合し、甘楽富岡L P ガスセンター（富岡市上丹生8番地1へ移転）とする。
平成20年 3月 1日	典礼センター西出張所を廃止し、典礼センターへ統合
平成20年 4月 1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者（平成20年4月1日～平成25年3月31日）
平成20年 4月 1日	J A農機県域一体化事業へ参加
平成20年 4月16日	下仁田営農センター集出荷場竣工
平成20年 5月31日	第14回 通常総代会
平成20年 6月 6日	公立富岡総合病院内共同設置自動化機器（C D）廃止
平成20年 7月31日	小坂スタンドを廃止
平成20年 9月30日	丹生スタンドを廃止
平成20年10月 1日	燃料S S部門を全農ぐんま県本部へ経営移管
平成20年11月10日	ヴァンヴェール・J AセレモニーホールにA E D（自動体外式除細動器）設置
平成21年 5月23日	第15回 通常総代会
平成21年 8月25日	旧南牧給油所売却に伴う地番整理によりなんもく支所住所変更
	南牧村大字千原198番21 → 南牧村大字千原198番3 へ変更
平成21年 8月31日	旧南牧給油所売却
平成21年10月15日	旧南牧蒟蒻乾燥場売却
平成22年 1月23日	J Aセレモニーホール甘楽富岡「南館」開設
	既存の施設の名称を「北館」とする。
平成22年 3月12日	各支所（出張所含む）にA E D（自動体外式除細動器）設置＜J A共済＞
平成22年 5月29日	第16回 通常総代会
平成22年 6月 2日	旧尾沢出張所売却
平成22年 7月 9日	旧青倉製茶工場売却
平成22年11月 1日	西部地区J A合併研究会合併準備室開所
平成22年12月24日	旧額部支所売却
平成23年 5月28日	第17回 通常総代会
平成23年 6月20日	西部地区J A合併推進協議会設立
平成24年 1月31日	西部地区J A合併推進協議会解散
平成24年 5月26日	第18回 通常総代会
平成24年 9月25日	第6回 臨時総代会
平成24年11月12日	旧秋畑支所売却
平成25年 3月 1日	旅行センター業務の（株）農協観光への事業移管
平成25年 4月 1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者（平成25年4月1日～平成30年3月31日）
平成25年 5月16日	J A共済新契約優績表彰＜生命共済の部＞受賞
平成25年 5月25日	第19回 通常総代会

平成26年 2月 1日	典礼センター遺体安置施設「西偲館」開業
平成26年 2月13日	(社)ジェイエイバンク支援協会へ劣後ローン返済
平成26年2月14～15日	豪雪による農業被害 被害額 2,387,625 千円
	施設被害 (時価額) 3,640 棟 1,116,815 千円
	(群馬県農政部技術支援課 確定報より) (富岡市 670,697 千円)
	(下仁田町 214,655 千円)
	(南牧村 3,211 千円)
	(甘楽町 228,252 千円)
	農作物被害 1,225,868 千円
	(群馬県農政部技術支援課 確定報より) (富岡市 836,855 千円)
	(下仁田町 59,977 千円)
	(南牧村 16,243 千円)
	(甘楽町 312,793 千円)
	畜産被害 44,942 千円
	(当JA調べ) (富岡市 28,830 千円)
	(下仁田町・南牧村 1,997 千円)
	(甘楽町 14,115 千円)
平成26年 5月24日	第20回 通常総代会
平成26年 7月29日	甘楽ヴァンヴェール宴会業務停止
平成27年 1月28日	JA建築設計事務所(一級建築士事務所)の業務廃止
平成27年 5月 1日	クレジットカード決済導入(食彩館本店・典礼センター・オートパル)
平成27年 5月23日	第21回 通常総代会
平成28年 5月28日	第22回 通常総代会
平成28年10月24日	食彩館プレミアムポイントカードの導入・利用開始
平成29年 4月24日	食彩館下仁田店閉店
平成29年 5月27日	第23回 通常総代会
平成30年 4月 1日	富岡市斎場「かぶら聖苑」指定管理者(平成30年4月1日～令和5年3月31日)
平成30年 5月26日	第24回 通常総代会
平成30年11月16日	食彩館本店リニューアルオープン
平成31年 2月28日	露地なす生産部平成30年度販売高8億円達成
令和 元年 5月25日	第25回 通常総代会
令和 元年 6月 1日	会計監査人「みのり監査法人」の選任・契約
令和 元年 8月29日	甘楽蒟蒻乾燥場売却
令和元年10月12～13日	台風19号による農業被害
令和 元年12月28日	JA共済地域貢献活動「少年野球教室」
令和2年4月16日～5月14日	新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言(群馬県)
令和 2年 5月30日	第26回 通常総代会



耕そう、大地と地域の未来。



J A 甘楽富岡